

第四百四回 参議院地方行政委員会會議録第九号

昭和六十一年五月十三日(火曜日)
午前十時四十分開会

委員の異動

五月九日

辞任

小林 国司君
青木 新次君
中野 明君

補欠選任

古賀雷四郎君
上野 雄文君
藤原 房雄君

五月十二日

辞任

岩上 二郎君
藤原 房雄君

補欠選任

福田 宏一君
中野 明君

五月十三日

辞任

古賀雷四郎君
福田 宏一君
三治 重信君

補欠選任

松岡満寿男君
曾根田郁夫君
井上 計君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

増岡 康治君

委員

上田 稔君
加藤 武徳君
金丸 三郎君
上條 勝久君
嶋崎 均君
曾根田郁夫君
出口 廣光君
松岡満寿男君

国務大臣

自治大臣 小沢 一郎君
国務大臣 小沢 一郎君
国家公安委員長 小沢 一郎君
会委員長 小沢 一郎君

政府委員

警察庁長官 山田 英雄君
警察庁長官官房 鈴木 良一君
警察庁交通局長 八島 幸彦君
自治政務次官 森 清君
自治大臣官房長 津田 正君
自治大臣官房審議官 持永 堯民君
自治大臣官房審議官 小林 実君
自治大臣官房審議官 渡辺 功君
自治大臣官房審議官 大林 勝臣君
自治大臣官房審議官 柳 克樹君
自治大臣官房審議官 小笠原臣也君
自治大臣官房審議官 花岡 圭三君
自治大臣官房審議官 矢野浩一郎君
自治大臣官房審議官 高池 忠和君
自治大臣官房審議官 岡田 康彦君
自治大臣官房審議官 青木 行雄君

事務局側

常任委員会専門員 大蔵省主計局主計企画官 厚生省社会局長 生課長

厚生省児童家庭局母子福祉課長 伊原 正躬君

本日の会議に付した案件

○地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(増岡康治君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る五月九日、小林国司君が委員を辞任され、その補欠として古賀雷四郎君が選任されました。
また、昨五月十二日、岩上二郎君が委員を辞任され、その補欠として福田宏一君が選任されました。

○委員長(増岡康治君) 地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言を願います。

○中野明君 本題に入ります前に大臣にお尋ねをしたいと思います。
衆議院の定数は正の問題で議長長の調停が出たようなんです、私聞きますところによりますと、和歌山、愛媛、大分、この三つのところは繰引きをして定数三で残す、こういう方向になったようなんです。この繰引きに当たる地方公共団体で、議会で反対の決議が次々行われておるようなんです、同時に住民の皆さんも、住民の意思を無視してそれを強行するならば投票をボイコットするといふんですか、そういう強硬な意見も出ているよう

に聞いているんです。まず議会の反対の議決ですね、これを自治省としてはどう受けとめておられるのか。それから、それを強行して主権者である住民の皆さんが選挙をボイコットするといふんですか、投票に行かないといふような事態が発生したときの取り扱いはどうなるのか、その辺を最初にお聞きしたいと思います。

○政府委員(小笠原臣也君) 衆議院の定数は正問題につきましては、さきの臨時国会で衆議院議長の見解が出され、また衆議院の本会議での決議が行われまして、それに基づきまして立法院の責任として各党間でずつと話し合いが続けられてまいって、その話し合いの積み重ねの上で、去る五月八日、議長長の調停が出されるということになったように承知いたしておるわけでございます。

その話し合いの過程の中で、ただいま御指摘がございましたように、三県の三選挙区につきまして、二人区を解消するという立場に立つて隣接の選挙区から市町村を編入するといいますが、境界を変更するという考え方が出されているというふうに私ども理解をしておるわけでございます。そういうことに対して、地元各市町村からそういう編入には反対であるという意見が出されておることも私も承知いたしておりまして、また、直接そういう要望あるいは陳情を承ったこともございます。ただ事柄が、これは先ほども申し上げましたように、立法院の責任で各党間で協議をされ、そういう過程の中でそういう考え方が出されてまいったわけでございまして、やはり定数は正を実現する上にはやむを得ない措置ではなからうかというふうに考えておるわけでございます。

仮に、そういうことになった場合に、地元のお気持ちというものは、長い間ずつとつながってあった選挙区が変わるわけでございますから、理解できないわけではありませぬけれども、そういう経

緯の中で考えが出されていって、それが定数は正の実現につながるということになるわけでございますので、今非常に極端な御意見としてそういう投票ポイントというふうな動きもあるように言われたわけでございますけれども、定数は正の重要性を御理解いただいて、一方、また選挙というものが国民参政の基本的な手続である非常に重要な行為であるということも御理解いただいて、そういうことがないように進めていかなければならぬというふうな思っておるわけでございます。

○中野明君 憲法違反、違憲状態を解消するというところで、議長の調停の努力に対して我々は一応敬意を表しているんですけども、ただ、線引きという点について、線引きをせずに合区をする方が住民の皆さん方としては納得しやすいんじゃないだろうか、こういうのが私どもの率直な考えです。結局、線引きをして区域を違うところに入れたら、結局、線引きをしないままに、特に愛媛県は私もよく承知しているんですけども、東予、中予、南予と、もう全然県が違うというぐらいに県民性も全部違うんです。東予の人が中予へ来たらもう他の県の人に来たような感じを持つところなんです。その中予の一部を南予につけるといふんですから、これはとても住民の納得が得られるような線引きじゃないんじゃないか、昔の歴史から見てそう思うわけです。

特に、今問題になっていいます参議院の比例区の問題にしても、私も当初大反対をしたわけなんですけれども、今ごろになって比例区はこれを見直さなければいけないというふうなことがあらゆるところから聞こえてくるんです。ですから、住民の意思を無視して選挙法を変えても長続きするわけがない、こういう感じでおるんですが、議会も議決をしている、そしてまた住民も何かよその県に投票をするような住民感情がある、そういうやり方、これはまだ公選法でという出し方になさるかかわりませんけれども、線引きよりも隣の、同じ県内ならば合区にした方が住民としては理解しやすいんじゃないか、問題も少ないんじゃないか

と思ふんです。そうしないと、例えばその地域だけれども選挙に行かぬというふうな事態が発生したとすれば、これは本当に議会制民主主義のもとでとんでもない結果にならんかという気がするんで、その辺、大臣はどうお考えになりますか。

○國務大臣(小沢一郎君) 今回の議長さんの調停、各党間の話し合い等につきまして、これから具体案が公選特で示されて検討されるものと思ひますけれども、その中にありまして、先生の御指摘された点につきましては私も一つの考え方として理解できるわけでございますけれども、何しろこの選挙法、なかなか選挙区割りの問題につきましても、各政党それから各個人の議員の政治活動の基盤に関する問題でございますので、その点非常に各党も、また議長さんも御苦勞されたところであらうと思ひます。

今御指摘のように、いわゆる歴史的な地域形成の過程あるいは生活圏、経済圏、そういうものが単位になって今の選挙区割りもある程度できておるであらうと思ひます。ただ、そういう中にありまして、人口移動、産業の立地等々から人口のアンバランスが生じて定数は正をしなければならぬという事態に今日立ち至っておるわけでありまして、そういう中で、全国的に見ますと、前国会の議長裁定の中には一対三という原則も一つ示されたわけでありまして、それを見てみますと、例えば各都道府県別に見ますと、全部これ一対三の中に人口からいへばおさまっておるわけでありまして、そういうような問題もあつたと思ひますし、それからもう一つは、戦後の定数は正はすべて増員のみによつて行われてきた。今回は、議長調停では一名プラスということにはなつておりますが、実質的にかなりの、七つの選挙区で減員という状況になつておるわけでございますので、そういうような状況もありまして非常に難しい選択、調停だつたらうと思ひます。

したがいまして、先生の御指摘のような、ある意味において地域の特性、地域性あるいは経済社会の活動の状況、そういった問題に触れるところも今後具体案の中で出てくるかもしれないけれども、例えば抜本的改正ということを考えてみれば、全国的にこれは線引きし直さないと、抜本的改正はやるとすればできない状況、あるいは全然違ったシステムを考へるか、そういうようなこともございまして、そういうこともあつた状況の中での、とにかく違憲状態を脱しにやいかぬということも、各党知恵を絞る、議長さんもその上に立つて調停なさつたことであらうと思ひます。したが

が、具体的な状況の中で、地域の皆さんやなんかのいろいろな感情やあるいは日常の具体的な生活の問題で、長年親しんできた、長年生活してきたそのことを変えるわけでございますので、その意味においては、先生御指摘のような点も、この際やはり、そういう点も踏まえまして、住民の皆さんにできるだけ理解をしていただくというところで進めていく以外にはないのではないかと、そのように私は考へておる次第であります。

○中野明君 いや、これは各党が知恵を絞られたということは聞いておりますけれども、二人区をなくするということになると、やっぱり合区をしたならそれでもう一番簡単な方法じゃなかったかな、こういうふうな私思ひしております。いずれにしてもこれ暫定的なあれで、確定値が出たときに抜本改正という前提つきでありますので、議長のお線引きによつて特定の地域だけでも投票しなかつたというふうな不測の事態だけは防ぎようにしてもらいたいということを私たちは今願つております。

では、本題に入りたいと思ひます。まず、六十一年度の地方財政計画の伸び率、これを見てみますと四・六％、一般歳出の伸び率が四・七％、国の一般会計の伸び率は三・〇％、同一一般歳出のマイナスがマイナス〇・〇です。ですから、これと比較しますと、地方財政のいい点だけが際立って見えるような気がするわけですが、地方財政の場合は、給与関係経費の伸び率が

六・〇と計画の伸び率を上回っております。これは財政の硬直化の要因になっていふところなんです。計画の構成比の推移で見ても、五十六年の二八・二％から三〇％に上昇しておるわけですが、やがては投資の経費と逆転するのではないかと、うふうに我々には心配をいたしますが、財政当局としてはどうこれを考へておられるのか。

○政府委員(花岡圭三君) 昭和六十一年度の地方財政計画におきましては、給与関係経費の伸び率が、御指摘のように六％というふうな計画全体の伸び率を上回つておるために、給与関係経費の構成比が前年度の二九・六％から〇・四ポイント増の三〇％に上昇しております。一方、公債費は、前年度の一一・二％から一一・一％に低下しております。しかし、総体といたしまして、この義務的経費のウェイトはやや高まつておりますし、歳出構造は昨年度に比べて硬直化しているという状況でございます。また、この傾向はここ数年続いておりますので、これは、地方歳出中に最も大きなウェイトを占めております投資的経費が、国の公共事業抑制という方針を受けて、年構成比が低下していることとの関係であるわけでございます。地方財政計画の策定に当たりましては、歳出の各項目につきまして所要の額を計上いたしました上でそれを賄ひ得る地方財源を確保しておりますので、地方財政の運営には支障がないと考へておりますけれども、御指摘のような形で推移いたしますならば、地方財政の構造の健全化ということが非常に大きな問題になつてこようと思ひます。

ただ、今後投資的経費とそれから給与関係経費が逆転するかどうかということにつきましては、国の方の公共事業予算をどのように扱つかうかということと非常に大きな関連があるわけでございますので、国の方におかれましては、そのようにいつまでも公共投資を抑えていくということができるかどうかというところもございまして、また、私どもも地方財政の健全化の面から見まして、そのような計画の組み方というものがいいのかどうかという

点がございいます。何と申しましてもうこういった投資的経費というものは社会資本充実のために整備しなければならぬし、財政の弾力性を回復する上でも必要なことであるというふうに考えておりますので、私ども今後ともこういった投資的経費の充実に十分努めてまいりたいと考えております。

○中野明君 人件費を抑制する上で職員の定数管理というの是非常に大切なことだと思いますけれども、地財計画では、例えば一般職員の場合は六年連続で減、こういうことになっております。私たちこれ以上の減員ができるのかという感じは受けておるわけですが、今後減員を進めていくとするならばどのような職種の減員が可能とお考えになっているのか、また増員やむなしと考えているのはどういう職種の職員か、具体的に示していただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(花岡圭三君) 地方財政計画におきまして定員の合理化を行っておりますけれども、これは御承知のように、国家公務員の第六次の定員削減計画がございまして、それとの関連におきまして地方財政計画におきましても五十七年度から六十一年度まで国と同じような形で実施しておりますものでございまして。そういう意味で定員の削減というものは地方だけではおこなうというわけにもまいりませんので、それからこのような計画の組み方をしておるわけでございます。

現在、定員の削減を行っておりますのは、法令によって職員の配置基準が定められている警察官とか消防職員を除いております。それから、国がその数を定める補助職員、これも除いております。また、職員数が百五十人以下の小規模町村部、また清掃職員等の削減対象とすることが適当でない職種、こういったものを除いた職種の一定の相当額、この数を削減しておるわけでございます。

したがって、今後、どのような職種の増員が必要であり、どのような職種の人員が削減されるべきであるかというふうなことは、現在の考え方からまいますと、できるだけ定員削減をして、その範囲内で内部の配置の適正化というふうなことで、絶対に増員を必要とするというふうな部面でも増員をしない配置転換していただくというふうな指導をしておるわけでございますから、職種ごととそれが必要でそれが必要でないかというところは一概には申し上げられないと思います。各団体によりましていろいろ方針も異なっております。それぞれの団体におかれましてその範囲内で適正な人員配置をしていただくというふうな考えをしております。

○中野明君 参考までにお聞きしておきますけれども、六十一年度の場合、補助職員で五十四人、定員合理化で七千九百四人が削減となっております。この内訳をちょっと示していただきたいと思っております。

○政府委員(花岡圭三君) まず、補助職員の方でございまして、これは統計調査事務とか、あるいは外国人登録事務などの国が地方団体に委託をして行っておるもの、この事務に要する委託職員、それから麻薬取締員のような十分の十の交付金でございまして、そういったものにございましては各事業ごとと国の方で定員を決めてまいりますものでありますから、この削減が行われております。

それから、七千九百四人のものでございまして、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、学校の職員とか消防の職員とか、あるいは清掃関係、こういったものを除きまして、全部について一定の削減というところでございまして、だから、必要な職種、削減対象としない職種だけ先ほど申し上げましたようなものがございまして、それ以外のものは全部含めて一定という形になっております。

○中野明君 詳しいことはまた後で資料でも出していただきたいと思います。

義務教育の職員関係について見てみますと、地財計画の歳入の欄では同給与費負担金が〇・四％の伸び、これに対して歳出の欄にある同給与費の

伸び率は五・二％、こうなっております。これは六十一年度において共済費の追加費用と恩給費の三分の一を一般財源化したことによるというふうな理解してよろしいんでしょうか。その辺どうでしょうか。

○政府委員(花岡圭三君) これは御指摘のように、恩給費及び共済組合負担金のうち追加費用に對する国庫負担率が今後三年間二分の一から三分の一に引き下げられたという結果によつて補助金の伸びが、歳入が小さくなつてゐることとてございまして。

○中野明君 そうしますと、残りの三分の二についても来年度以降一般財源化されることになるので同様の伸びの要因になるのかどうか、その辺はどう判断したらよろしいでしょうか。

○政府委員(花岡圭三君) 今回の措置というものは、極めて厳しい国の財政事情のもとに恩給費及び追加費用に限つて六十一年度から六十三年度まで暫定的に国庫補助負担率を三分の一に引き下げることとしたものでございまして、その間におきましてこれをさらに変更するといふ考えはございせん。

○中野明君 それから、一方、義務教育の関係職員については第五次の学級編制及び教職員の定数改善計画に基づいて改善が進んでおるようですが、六十一年度における計画の達成状況、これはどうなつておりますか。

○政府委員(花岡圭三君) 義務教育関係の学級編制及び定数改善計画の達成状況でございますが、学級編制の改善につきましては、達成率は一七・五％、教職員定数の改善は二一・七％でございます。

○中野明君 これは私のいたしておる資料とちよつと違つたやうな感じがしますが、編制の改善はもう一度おしやつていただけないでしょうか。

○政府委員(花岡圭三君) 五十五年から六十六年までの計画と対比いたしました五十五年から六十一年度までの数字で比率を出しますと、学級編制の改善が一七・五％、それから教職員定数等の

改善が二一・七％となつております。

○中野明君 そうしますと、六十一年度におけるこのための改善費用は地財計画ベースでどれぐらいになりますか。

○政府委員(花岡圭三君) これは三百四十億円でございまして。

○中野明君 次の問題ですが、私学の助成費について国の予算では単価が高校については三万五千八百八十円、現在は三万四千五百三十円ですから少し上がつておりますが、小中学校は据え置かれております。幼稚園も同様に据え置かれました。これに対して地方交付税では何か措置をするというふうな伝えられてゐるんですけれども、これはどういふ措置をされますか。

○政府委員(花岡圭三君) 六十一年度の国の予算におきましては、私立高校の経常費の補助につきましては大体前年度並み程度でございまして、地方財政計画の上では、私学におきまして所要経費の増加状況を踏まえまして、地方費による私学助成費といたしまして総額五・二％増の二千五百四十五億円を計上いたしております。その結果、児童生徒一人当たりの単価も高校で五・六％というふうなことになるかと存じます。この私立高等学校の経常費助成の補助というものは、御承知のように奨励的な補助金でございまして、補助方式も定額補助とされておまして、国費に對して一定の地方負担というふうなことが義務づけられてゐるといふ性格でございせん。したがって、国費の減と地方負担の増とが制度上必ずしも結びつくものではないわけでございます、そのような算定をいたしております。

○中野明君 私学助成費を引き上げること自体はこれはいふことで、我々もつと引き上げるべきだと思つておりますが、国が措置しない分を引き上げざるを得ないというのは、結果的には国の負担転嫁と、こういうことになつてくるんじゃないかと思ふんですが、どう理解したらよろしいでしょうか。

○政府委員(花岡圭三君) 先ほどちよつと申し上げ

げましたけれども、私立高校等の経常助成費といふものは奨励補助金でございます。補助方式も定額の補助ということになっております。そういう意味では国費に比べて地方負担というものが決まってくるという格好のものではないと思います。現在の地方のいわゆる私学に対する格差は正の要領が非常に強い、地方団体におかれましてはその苦心をされておられるということもございまして、私も私学助成について増額ということを図る予定でございますけれども、確かに国費の減と地方負担の増とが制度上結びつくものではないと申ししても、やはり国が伸ばさないと、それを地方が伸ばすという意味では立つかえということが、言い回し方がいまいかというところはありますけれども、やはりそういう御指摘もあらうかと思ひます。ただ、地方団体が私学経営の実態を踏まえて実際に即した助成を行ひ得るよう、地方財政計画上地方費によって所要の措置を講じようというものでございまして、御理解いただきたいと存じます。

○中野明君 また、今回小中学校分も交付税で単価が引き上げられる、こういうふうになっておりますけれども、高等学校との差がつくというの、これは問題じゃないかと思ひますが、この辺はどう考へておられますか。

○政府委員(花岡圭三君) 私学助成の単価は、六十年におきましては御指摘のように小中学校と高校とは同額であったわけでございまして、六十年におきましては差がついております。これはいささか申し上げると、六十年の予算審議におきまして教育減税問題を取り上げられたわけでございまして、それで与野党間で六十年の予算の政府案決定までに結論を出すというの申し合ひがございました。そのため、政府といたしましてその経緯を踏まえて、六十年の予算編成時に私立高校の教育費の父母負担の軽減という観点から私立高校助成につきまして特に配慮するということとしたわけでございまして、それで、交付税の単価について申し上げます

と、私学におきまして諸経費の増加状況を勘案しまして、基礎的には小中学校、高校ともすべて二千万の単価の引き上げを行うこととしたわけでございします。ただ、高等学校につきましては、教育減税問題に対処するため、さらにアップ額を三千七百円上乗せをして五千七百円引き上げることとなつたものでございします。なお、小中学校につきましては、余り高校との単価の差が生ずるといふことは好ましくないという判断から、明年度児童生徒数の減少が見込まれ、学校経営も困難になるといふふうなことも予想されましたために、児童生徒減少対策ということで臨時の加算措置を単価上八百円上積みをしていまして、このようにございします。

○中野明君 できるだけこれはちゃんとしてあげないとおかしいなというふうに私も感じますので、ぜひ手当てだけはやってあげたいと思ひます。それから、次に参りますが、公債費の問題です。

歳出に占める構成比が○一ポイントながら低下をしております。その理由としては、今回、五十年発行の財源対策債の償還を終えたため、こういうふうな伝へられておるんですが、ただ、対前年度増加率というものは、低いといひながら三・六%増を示しているところでありまして、そこで、公債費の見直しは数年先をどのように見ておられるのか、構成比の減が本物になっていくのかどうか、こういう点をお伺ひしたいんです。

○政府委員(花岡圭三君) 公債費の伸びにつきましては、五十年の減収補てん債と五十年の年度の財源債の償還が終わりましたために、六十年の伸び率が鈍化しております。しかし、これは伸びが鈍化したというだけでございまして、何も減つたわけではございませんから、今後ともこの高い水準に達した公債費というものがそのまま、若干の伸びを示しながら持続するといふことで、その意味ではその負担というものは地方財政を圧迫するものであることに変わりはない

というふうに見ております。

○中野明君 また、公債費の構成比が一・一%、こういうふうになっております。国と比較したならば国の国債費は二〇・九%、ですから地方は二分の一にすぎない、こういうようなところから富裕論も出てきているんじゃないかと思われらるんですが、自治省はこのことについてどのような見解を持っておられますか。

○政府委員(花岡圭三君) 地方財政計画上の公債費の伸びでございますが、国と比べて確かに低いわけでございします。これがなぜ生ずるかと思ひますと、これまで各年度の公債の発行の規模、それから公債の償還方式の違いによるというふうに考えられるわけでございします。過去におきまして、国の方では、例えば石油危機を乗り切るために国債を大量に発行したといういきさつもございしますし、また、いわゆる五十三年には機関車論というところで、日本の経済が世界を引っ張っていくべきだという議論のもとに公債の大量発行も行われたいきさつがございします。一方、地方の方では、二十年代の非常に財政が窮乏した時代でございまして、このために昭和三十年には地方財政再建促進特別措置法を制定いたしました。再建に乗り出したということがございまして、その後の高度成長の時代におきまして、地方財政におきましてはできるだけ公債の抑制と申しますか、地方債の発行をできるだけ抑えてきたいきさつがございします。

確かに、内部の議論におきましては、こういう時代だからもう少し起債の充当率を上げてもいいではないかという議論もございしたけれども、やはり過去の苦い経験がございしますから、できるだけ公債の発行は抑制して一般財源の増強に努めてまいってきたわけでございします。同時に、個々の地方団体につきましても、起債制限比率を設けてまして、いわゆる起債制限比率が二〇%を超えるものがあるのは三〇%を超えるもの、こういったものにはそれぞれ起債発行の抑制措置を講ずるといふことでこういった発行を抑制してきたという違

いもあらうかと思ひます。

そういう意味におきまして、国と地方との財政におきましては起債の公債費のウェイトというものが違つておると思ひます。とはいひましても、地方財政におきましても、この五十年代の財源不足を補てんするために起こした財源対策債というものは非常に大きなウェイトを占めておるわけでございします。先ほど申し上げましたように、今後とも伸び率は鈍化したけれども、この公債費の圧力というものはやはりかなりなものであるというふうにも見ておりますから、今後におきましても早急に借入金体質というものを脱却すべく、健全な財政運営に持つていくように一般財源の充実を図つてまいらなければならぬというふうに考へております。

○中野明君 とにかく、全体の数字で国の半分だからというようにとやられると、地方としては大変危険ラインのところもたくさん出てきておる現状から見ても、安易にそれを認めるわけにいかぬという感じがいたします。

それからもう一つ、公債のこと、御承知のように昨日も門がまた百五十円台まで一過行つたというところで、これはもう恐らく百五十円台が定着するんじゃないかと言われているぐらい、これはサミット中からまた急激に上がり出して、そのためにこの円高に対応して公定歩合は相次いで改められてきて、また再度そういう事態も来るかもしれないというふうな状況なんです、そうなりますと、当然地方債の発行金利も低くて済むのではないかと考へられるんですが、どのような見通しを持っておられますか。

○政府委員(花岡圭三君) 最近におきまして数次にわたる公定歩合の引き下げ等に伴ひまして、政府資金あるいは民間資金ともにその金利水準は低下してきております。従来から地方公共団体におきましては、その時点におきまして金融情勢に依りましてそれぞれ適切にそれに対応してまいつてきたわけでございします。現在、六十一年の四月発行分の公募地方債の応募者利回りは五・三七六%とい

う水準にまで落ちてきております。そういう意味におきまして、今後ともこの金利情勢というものは極めて流動的でございます、どのように推移するかはわかりませんが、地方団体におかれましても、公衆地方債の発行条件の変更等の状況を私も随時提供いたしておりますので、それらに際して、金利のそれぞれの情勢に適切に対応していただくように御連絡を申し上げます、また、地方団体におかれましてもそのような措置を講じておられるという状況でございます。

○中野明君 どうなんでしょう、現時点で大体どれぐらい節約になると、このように見ておられますか。

○政府委員(花岡圭三君) これは、年間を通して見なければわからない問題でございますし、それと政府資金が一応法律の関係もございまして、これは六・〇五%からとまっております。それと、最近のいわゆる公債の売買と申しますか、市場の状況というものは、国債の方はいろいろと売り買いが行われて非常に高くなっておりますが、その他の債券というものは若干安くなりつつあるというふうな話もあるわけでございます。昨日の新聞でございましたが、事業債については利率の引き上げというふうなことも報じられておられるような状況でございますので、これはもう少し長い目で見てみないと、どの程度軽減されるのかどうかということとはちょっと計算いたしかねると思います。

○中野明君 幾らか節約になることは間違いないと思えます。

それでは、もう一点お尋ねしましょう。地財計画の投資的経費の伸びが二・五%である中で、直轄事業の負担金の伸びが一・一%と非常に高いんです。国庫補助負担率の見直しの際に、六十一年度の補助率は二分の一を超える事業について六十一年度の補助率をさらに一段引き下げたわけですが、直轄事業については六十一年度の負担割合に据え置いたはずであります。それにもかかわらないで直轄事業負担金の伸びが高くなった理由はどう

見ておられますか。

○政府委員(花岡圭三君) 直轄事業のいわゆる負担率につきましては、御指摘のように前年度と同額でございますから変わったわけではございませんけれども、これはいわゆる直轄事業の事業量がふえたということに起因していると考えております。

○中野明君 率の高いものから低いものへ事業を選別したのじゃないですか。その辺どう見ておられますか。

○政府委員(花岡圭三君) むしろ直轄事業、いわゆる公共事業全体としましては率の高い直轄の方にシフトした、そして直轄事業費がふえたということが原因であると考えております。

○中野明君 それで、直轄事業費の負担の内訳の推移をちょっと見てみますと、毎年国は負担割合を下げて地方は負担割合を上げてきておりますね。ところが、直轄事業というのは本来国の事業として実施するものですから、これに地方が負担金を支払うこととさへ地方の反対がもととなりまして、それにもかかわらないで、さらに地方の負担割合が高められていくというところは大変私問題だと思っておりますが、直轄事業の負担金というものは、これは基本的に負担金を出すこと自体がおかしいという考えが根強く地方にありますね。それに、逆に負担割合がまた高められていくというところに大変な問題を感ずるのですが、その辺はどうお考えになっておりますか。

○政府委員(花岡圭三君) 国の直轄事業につきましては、その実施が地方公共団体に受益があるというところから負担金制度が設けられておるわけでございます。五十九年度から六十年度にかかけましては公共事業補助率カットとのバランスでそのような措置が行われたわけでございます。しかし、この負担の問題につきましてはいろいろな議論もあるわけでございますけれども、やはり国と地方との財源配分のあり方とかあるいは公共事業制度の基本にかかわる大きな問題でございますから、いわゆる直轄事業の負担金というものを廃止する

というのは非常に難しい問題ではなからうかと思えます。ただ、一番問題なのはこの負担金のうちの維持管理費にかかるとの負担でございます。これにつきましては、地方団体が管理する場合の維持管理費につきましては補助制度がございせん。そういうことから、直轄事業と補助事業との間で負担関係の均衡を欠いておるといふ指摘が行われていることは事実でございますし、私もそう思った点はかねがね主張してきておるところでございます。そういう見地からこの維持管理に関する直轄の負担金については廃止すべきものと考えておりまして、毎年度関係省庁に申し入れをしておるところでございます。

○中野明君 今おっしゃった維持管理費はこれはもう当然のこととして、直轄事業そのものも私どもはこれは地方に負担させるのはいかにかという感じがある。その上に負担率が高くなっているというところ、五十六年度から見ると、五十六年度は国が七〇・八、地方が二四・九、こういう割合であったのが、六十一年度には国が六三・九、地方が三六・九、こういうふうな負担割合がもう随分地方にかぶつてきていますね。これも問題だと私は思うわけですが、そういう点も含めてもう一度お答えいただきたいのです。

○政府委員(花岡圭三君) 直轄事業費が伸びてきておるのも事実でございますけれども、やはり何と申しましても国と地方との負担関係といえますか、財政秩序と申しますか、これは適正に守っていかねばならぬ問題でございますから、特に維持管理費にかかると直轄の負担金、しかも、これにつきましてはその内容が余りはっきりしないという問題もございまして、あるいはその中に退職金までも含まれておるのではないかと議論もあるくらいでございますから、こういった維持管理費に関する直轄の負担金というものはやはり均衡上当然に廃止していただくべきものというところで今後とも努力してまいりたいと存じております。

○中野明君 大臣にそのことをお話しをして終わりたいと思いますが、今局長の答弁にもありまし

たように、直轄事業の維持管理、これまで地方に負担をさせるというのはいかかなものかということとで前々から大変な議論になっております。これについて大臣としてぜひ格段の努力をしてもらいたい。このことをお答えいただいて、終わりたいと思います。

○国務大臣(小沢一郎君) 維持管理費の負担につきましては前々から問題になっておったところだと聞いておりますけれども、私もどなたとしましては、この点については補助の対象にもならないものでございまして、筋道からいっても維持管理は国でもってやっていくことを主張いたしまして、何とかそういう方向で実現できるように全力を挙げてまいりたいと思っております。

○神谷信之助君 二、三の問題で、時間の範囲内でお尋ねしたいと思うんですが、まず最初は補助金カット問題であります。

法案はもう成立したのでありますけれども、これから三年間自治体の行財政に影響を与える問題ですから、特にお尋ねをいたします。この法案の本会議質問で、私が、これが地域住民なり自治体の財政に非常に大きな影響があるという指摘をしたわけですが、本会議答弁という点もあつたかと思ひますが、大臣の答弁は余り明確でなかつたように思ふんです。しかし、現実には地方債が増発されたし、それから基金の取り崩しが行われておるし、それから使用料、手数料など公共料金の大幅な値上げやあるいは地方の福祉など単独施策の切り捨てなど現実の影響が起つておるのではないのかというふうに思ふんですが、この辺の認識についてまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(花岡圭三君) 今回の補助負担率の引き下げによる負担増につきましては、個々の地方団体に対しては、基準財政需要額の算定とかあるいは地方債の配分によりまして財源措置を講ずることといたしております。また、補助負担率の引き下げにより財政運営に支障を生ずることはございませんし、それを原因として基金を取り崩したりあるいは使用料の引き上げを行ったり単独

事業の抑制を行つておるといふふうには考えていないところがございます。

ただ、各地方団体におきまして税収の伸び率にいろいろ差がございます。平均的な税収の伸びが期待できないということから、いろいろ各団体におかれまして苦勞されているところもあるようでございます。特に当初予算の編成の段階では、税の見通しというものはなかなか的確に行い得ないというふうな理由から基金の取り崩しを行つておる団体があることは事実でございます。これらの団体につきまして、今後地方交付税とあるいは地方債の配分を通じて適切に対処してまいりたいと思つております。

個々の団体の財政運営というものは、常時その事情をお聞きしながら個々の団体の財政の運営におきまして支障のないように措置をしてまいりたいと思つております。

○神谷信之助君 本会議のときにも私は指摘をしたんだけれども、例えば住民への直接的な負担の増の問題、例えばたばこ消費税値上げで、もう値上げになりましたね、たばこも、これは直接影響があるでしょう。そのほか見ますと、公立高校の授業料、保育料、下水道料、公営住宅の家賃、体育館、図書館等の使用料、動物園の入園料など大体三十数項目に及ぶ公共料金が一斉に値上げになっています。

地財計画ですと使用料、手数料の値上げというのは四・九％という見込みでしたけれども、都道府県の実態を見ますと、実に三十四団体がこれを上回つておるし、それから全国平均で見ますと六・二％の値上げになっています。だから、地財計画を上回るこういった使用料、手数料の値上げといひますか、公共料金の値上げをやらざるを得ない状況が生まれてくることは事実じゃないかと思ひますが、この辺はどういうふうに見られていひますか。

○政府委員(花岡圭三君) 使用料、手数料につきましては、受益者負担の原則に立脚いたしましたし、社会、経済情勢の推移に即応して適時に見直

しを行ふべきものでございます。そういう意味で六十一年度の計画でも、人件費の上昇とか、国立高校の授業料の改定を踏まえまして公立高等学校の授業料を改定することにしたしております。これに対応いたしまして各団体におかれまして、授業料を初め各種の使用料とか手数料の引き上げを行つた団体があるわけでございますが、基本的にはそのような考え方に基いて行われておるといふ認識でございます。

各団体におきまして値上げが計画を上回つたかどうかということにつきましては、これは各年度において違つておりました。例えば計画におきまして高校授業料を上げまして、地方団体では一年おくれでおやりになるとかいろいろございます。したがひまして、いつ値上げをされるかというふうなことにつきましては各団体の判断によるものでございますから、たまたま六十一年度におきましてそのような状況が出たからといって、これは補助率引き下げによる影響というもののじゃございませんで、いつ公共料金の見直しを行うかということに尽きるのではないかとこのように考えております。

○神谷信之助君 大体、自治体の長はできるだけこんな値上げはしたくないんで、値上げをせずに済めばそれにこしたことはない。値上げをするということについては抵抗があるのは当たり前なんです。

ただ、六十年の度の一割カット、一年限りということとやられて、実際問題としてそれがどれだけの影響を与えるかというの、六十年の度中というのは過つてみないとわからぬ。これが大体の見きわめがついて、六十一年度の予算策定段階では、今申し上げたように地財計画を上回つての値上げを集中的にせざるを得ない。確かに計画上は、財源の措置はしてあるとか交付税措置はしてあるとか、こうおっしゃるけれども、それだけでは済まない実態というのが六十年の度のカットの状況の中であらわれてきている。それを穴埋めをすると同様に、これから三年間さらに大幅なカット

もやられるというふうになってくる、こういう措置をせざるを得なかったということが一つの問題としてある。だから、そういうカットがストレートにいつていると言っているんじゃないんですよ。

そういう影響というのは当然出てくるんです。あるいは地方単独事業の切り捨て、これもずつと調べてみますと、一斉に二百数十項目から整理あるいは縮小、こういうふうに行つていますね。だから、本来やつてきた事業を縮小せざるを得ない、あるいは喜ばれた仕事を自治体がやめなすきやならぬ、そういう状態が補助金カットも一つの契機になつてきているし、もちろん、後で言いますけれども、地財計画そのものにも無理があるというところからそういう状態が起つてきておる。だから財源措置を全部してあるから全く影響はないというふうなことは言い得ないと思ふんだけれども、影響がなすきや別にどうということはないんで今までカットする必要はないわけですよ。あるいは値上げをする必要はないわけですよ。影響があるからそういうものをいろいろやりくり算段をせざるを得ないという状態が起る。あるいは基金の取り崩しという面も確かに、税収の見直し不安だという面も確かに、したがつて予算化する。決算まで見てみぬと実際に取り崩しをするのかしないのかわからぬ。

これは運営上はそうでしょうけれども、しかし、現実にはそういう状態があらちこち起つていひ、ほとんど取り崩しをしてしまつところも、ゼロになるところもありますから、そういう状態は六十一年度の自治体予算の策定状況というものを見ながら、これからの地方財政の展望をする場合に私は重要な要因ではないかというふうな思ふのです。全くちゃんと全部財源措置はしてありますから計算どおりいけばこうなりまふというふうなにかぬのです。あなたも言うように、自治体には三割ですから、そんな形にはいけません。だから、全部が全部そうなつていひますと、相当地多量の自治体にそういう現象が既にあらわれてい

るのではないかと、この点は事実だからお認めになるべきだと思うが、それも否定されるわけですか。

○政府委員(花岡圭三君) 最近におきまして使用料、手数料の引き上げというものは、やはり先ほど申し上げましたような公共料金の見直しという考え方においてなされたものと考えております。また、補助率の引き下げによりまして影響額というもの、それはそれぞれ財源措置を講じておるわけでございますから、その影響がそれぞれにストレートにくくというふうには考えられないと思ひます。

ただ、この六十年の度、六十一年度の税収の状況を見ておきますと、税の非常に伸びる団体と伸びない団体の状況を見ても、税の非常に伸びる団体と伸びない団体の状況を見ても、本来この財政調整基金というものは年度間の財政調整を行うために設けられておることでございますから、ゆとりのあるときにはこれを積み立てる、また財源の厳しいときにはこれを取り崩すということ、各年度の安定した財政運営に資するようにそれぞれの財政の状況に応じて運営されておるところでございます。

この積立金の状況は、五十九年度当初はかなり取り崩しておりましたけれども、五十九年度の税収の状況がかなりよかつたものですから、年度末には全部積み増しをいたしておりました。前年度よりもふえておるといふ形になっております。しかし、六十年の度を見ても、税収の伸びが非常に悪い団体がございます。こういう団体におきましては財政調整基金を全額積み戻すというのが困難な状況になっている。六十一年度におきましてはやはりそういった状況は続くのではないかと。現在の情勢を見ておきますと、六十年の度税収はほぼ計画を達成見込みでございます。

というものが、ちょうど平均的な税収でございますから、これ以上かなり伸びないところもございひますけれども、伸びていないところもかなりあります。そういう団体におきましては財政運営というものは非常に厳しくなるであらうと私も見ており

ます。そういう団体につきまして個々の財政運営に支障のないように手当てをしていかなければならないと私も考えておりました。これはそういった税の状況というものがかなり響いているものとは思いますが、この補助率カットの影響というものはないのだからというふうに私も考えております。

○神谷信之助君 大臣も今、局長の説明のように思っておられるんですか。大体もうカットについての財源は全部措置をしておるので、それぞれの自治体なり住民には一切迷惑はかけていないんだ、そういう見方をなさっているんですか。

○国務大臣(小沢一郎君) この負担率の切り下げにつきましては、先生のお話の中にもございましたけれども、これがイコール使用料、手数料等の引き上げということではないだろうと思えます。しかし、今、政府委員からも答弁申し上げましたように、個々の自治体で税収の問題とかいろいろございまして、その財政のやりくりが大変厳しい状況にあると思えます。したがって、そういう中で、結果として地域住民の負担増あるいは行政水準の低下とか、そういう問題がもたらされることのないように、予定していたあるいは考えられていた通常の状況よりもさらに負担が多くなるというようなことのないように私どもとしては個々の自治体の状況等も的確に把握しながら本当に真剣に対処していかなければならない問題である、そのように認識いたしております。

○神谷信之助君 今度のカット対象事業というのは自治体を通じてやる仕事ですから、具体的には、直接その対象になっておる人たちにいくる影響というものはもうちょっと先にならないと出てこないんですよ。その辺がストレートにいきませんからね。したがって、今の段階ではそれは地方財政を通じて今言ったような迂回した形で影響が出てきますから、我々の方としてはその辺をあらかじめ十分考慮に入れてやらないといかぬというように思っているわけです。

そこで、これからの問題として、補助金問題検討会の報告によると、これは補助金特でも大分議論されておりますけれども、国と地方が「等しく負担を分かち合う性格の事業の補助率は二分の一」と。それをベースにして、より高いところは三分の二、低いところは三分の一というように点が原則として提起をされておりますけれども、この国と地方が「等しく負担を分かち合う性格」というたら、等しくだったら半々というふうになるんだけれども、だからそれは二分の一になるのは当たり前みたいなものなんですけれども、この辺の意味は一体どういうふうにお考えなのか。あるいは根拠をどういうふうに見ておられるか。片一方では、「もとより個別補助率の見直しに当たっては個々の補助金の目的、性格等の相違を考慮する必要がありますが、画一的に押しつけるものがある」というまでもない。こういって、財政上の理由だけでこの原則どおりはいきませんよという例外規定みたいなものが入っていますね。これとの関係について大臣はどういうふうにお考えですか。

○国務大臣(小沢一郎君) ただいまのいわゆる三分の二、二分の一、三分の一という御議論でございますけれども、これはいわゆる補助率の簡明化という議論、特に財政当局サイドからの議論としてはそのような意見も出されるであろうとは思いますが。しかしながら、私どもとしては、この負担率というものは、従来からも申し上げておりますように、個々の仕事の内容、それによって国と地方がどの程度ずつ負担したらいのかというところを決めていくべきである、そのように主張してきておるわけでございまして、単純に財政的な見地あるいは補助率の簡明化という議論だけでこの負担率を決めていくというのは必ずしも適当でない、そのように私も認識しております。

○神谷信之助君 この点大蔵省はどういう見解ですか。

○説明員(岡田康彦君) お答えいたします。補助金問題検討会における報告に御指摘のようなことが掲げられておるのは委員御指摘のとおり

でございます。それについての考え方でございますが、私どもは、これは一つ大きな議論としてここで議論がなされましたが、一方では、これについてのいろいろな付随する意見、あるいはそれに對するまた異なる意見等もありましたところでございまして、これが検討会の報告でこれ一本になつておるといふ理解はいたしていません。これは大きな考え方として示されたものであり、一つの考え方であるというふうには理解していません。

○神谷信之助君 それでは、具体的には今後の問題ですが、これから三年間の間に、今、大臣おっしゃったように個別に、個々の補助金について本格的な検討をするといいますが、その中で補助率を檢討していく、それも二分の一をベースにしてということは、これは今の大蔵省の一つの考え方という範囲というんですか。これが中心というふうでもないようなニュアンスに聞こえたんだけれども、大抵個別のそれぞれの性格なり何なり、経緯に應じて検討して、そしてそれに必要な負担割合を決めていく、これがこれから三年間の仕事になっていく、生活保護だけじゃなしにそのほかのものも含めてね。そういうふうには理解していいでしょうか。

○政府委員(花岡三三君) 御指摘のように、いわゆる補助率の簡明化の議論というのは一つの意見でございます。補助金問題検討会におきましては、いろいろそれに対する反論といいますが、別の意見も付記されておるところでございます。また、財政審におきましてはやはり簡明だ。地方制度調査会におきましては議論をいいますものは、個々の事務事業の性格、役割をどう見直しをするかというふうないろいろ違つておるわけでございまして。したがって、今後三年間のうちに、この厳しい地方財政の状況も踏まえまして、国、地方の財源配分及び役割分担、こういってあり方とともに検討をしてまいらなければならぬと思つております。特に、生活保護の問題については両論併記となつておりますから、これ一番大きな議論になるかと思つております。

○説明員(岡田康彦君) お答えいたします。基本的な私どもの考え方としては、今回の補助率の見直しにつきまして、昨年の経緯を踏まえました補助金問題検討会の意見を尊重し、事務事業の見直し等を行ないながら行ったものでございまして、同じように暫定措置とは申しますが、昨年度の措置のようにいわば補助率のあり方を一年かけて検討するというための暫定措置というものは性格が違つたところからいふに考えております。したがって、六十四年度以降の取り扱いは、今度の措置の経緯や性格であるとか、あるいは今後の諸情勢の推移あるいはその段階時点における国の地方の財政状況等を勘案しながら、その時点において適切に対処していくというのが基本的な考え方でございます。

ただ、児童あるいは老人等の関係につきましてはかなり議論が行われてきて、この結果、事務事業の見直しということも今回法案を御提出いたしておりますけれども、そのようなこともあつてかなり議論のなされたものもございまして。ところが、両論併記のものもあるわけでございまして、個々のもの全般につきまして、暫定的な措置というものもなされておることも踏まえまして、十分検討してまいらなければならぬというふうな考え方をしております。

○神谷信之助君 それじゃ大蔵省ですが、これも一遍確認的にしておきたいと思つてます。衆議院における補助金特での竹下大蔵大臣の答弁は、議事録をずっと見ますと、参議院の補助金特では少しあいまいだったものが明確にされたように議事録では思ふんです。今審議会をつくるのか検討会をつくるかを決めたわけではありませんが、何らかの形で各般の御意見をいただく必要があるということで、個別のいろいろな問題についても生活保護関係だけじゃなしに検討するような答弁を見られますが、この辺は間違いないと思ふか。

○説明員(岡田康彦君) お答えいたします。基本的な私どもの考え方としては、今回の補助率の見直しにつきまして、昨年の経緯を踏まえました補助金問題検討会の意見を尊重し、事務事業の見直し等を行ないながら行ったものでございまして、同じように暫定措置とは申しますが、昨年度の措置のようにいわば補助率のあり方を一年かけて検討するというための暫定措置というものは性格が違つたところからいふに考えております。したがって、六十四年度以降の取り扱いは、今度の措置の経緯や性格であるとか、あるいは今後の諸情勢の推移あるいはその段階時点における国の地方の財政状況等を勘案しながら、その時点において適切に対処していくというのが基本的な考え方でございます。

ただ、先生御指摘の今の補助金特別委員会での大蔵大臣の答弁につきましても、基本的には今私

が申し上げました考え方と違っているわけでごさ
いまして、全く同じだと思っております。何点
かございまして、例えば「具体的」なことは今後検
討していく、こういうことになっておりますが、何
らかの形で各般の御意見をいただくことは必要で
あらうと思っておりますが、今審議会をつくら
かあるいは検討会をつくらとかいうことを決めた
わけではございません。、こういう答弁をいたし
ておるところでございます。

先ほど申し上げましたようなことの繰り返しに
なりますが、昨年のように一年間かけて検討する
ための暫定措置と、ことしの三年間の暫定措置は
性格が違うものだというふうに理解しております。

○神谷信之助君 大蔵省、そうすると、これから
三年間の間に検討するのは、何というか、従来の
経緯は踏まえるけれども、補助制度の根本的な改
革というか、そういうものをつくり出すという
趣旨なんですか。

○説明員(岡田康彦君) 先ほど私が御答弁申し上
げましたのはいわば三年間の補助率の扱いにつ
いてのこととございまして、御質問がもし補助金全
般についての考え方ということでありましたら、
補助率も含めまして補助金等のあり方につきま
しては臨調答申あるいは行革審の意見あるいは財政
審の報告であるとか、今回の補助金問題検討会
の報告等いろいろな考え方が出されている、意見が
出されているわけとございまして、こうした見直
しの方向に沿いまして毎年各関係各省庁と協議し
ながら、今後とも不断の点検、見直しが必要だと
考えております。、そういう意味であれば委員
会、特別な審議会とか検討会を設けるとかいうこ
とと関係なく、私も毎年の予算編成に当たりま
してきちんと対応していかなきゃならぬ課題だと
思っております。

○神谷信之助君 これは大臣、予算編成のときに
なれば補助金、補助制度そのものあるいは補助率
をどうするか、そんなことでやっていられぬか
ら、予算編成上もやむを得ぬとかどうとかという

ことの話になってきますよね。去年はそれで一年
間暫定的に六十年年度予算組めないから一割カット
一律やって辛抱してくれと、これは一年限りでござ
います。そのかわり検討会をつくってやりまし
ょう。それで、これ一年間限りでやったらけれど
も、そう簡単に結論が出るわけないから、あと三
年間毎年やったのではかねぬから三年間カット
ですと、さらに大幅にカットされましたね。し
かし、これはいすれにしろ、そういう補助金
制度そのものの検討というのは、答申も出ている
わけですからそれぞれ個別にわたってやらない
かぬと思う。そういう段階にきているんだらう
と。ただ、そのやり方をどうするか、どういう機
関をつくるか、それはまだこれから検討される必
要がある、そういう段階にきているというように
お考えでしょうか。その辺はどうでしょうか。

○國務大臣(小沢一郎君) 補助金と負担金につ
いては若干性格が違いますが一概には言えないと
思いますが、補助金等につきましましては、地方公共
団体の実態等いろいろ意見を聞いてみましたも、
整理すべきものは整理してくれ、それで一般財源
化してくれという要望が大変強いわけでありまし
て、国といたしましては政策目的を完了したもの
あるいはダブっておるもの等々についての補助金
はこれは積極的に整理していかなければならぬと
思います。ただ、負担金として負担率につきまし
ては、財政上金がないから云々というのはいわゆる
結果の話でございまして、負担率、負担金とい
うのは、先ほど来答弁しておりますように、国と
地方、その仕事の内容によりましてきちんと分担
されていくべき問題であって、金がない云々とい
うのは実際の現実の予算編成の結果にしかすぎな
いのであらう。そういう観点で私どもとしては筋
道とらえていかなければならない、そのように思
っております。

今、三年間の暫定期間中に特別に審議会とか検
討会をつくるという状況にまだ至っていないよう
でありますけれども、これは負担率の問題あるい
は国と地方の役割分担の問題、今その税財源配分

の基本的ななります税制改正等も審議されておる
ところでございまして、この結論を待ちながら対
処していかなきゃいかぬと思っておりますが、その意味
ではそういう国と地方の全体の税制改正をベ
ースとした役割分担あるいは配分の仕組み、割合、
そういうものも基本的には検討されるような時期に
は来ておるのではないかと考えております。

○神谷信之助君 その問題また後でも触れます。
そこで、自治省の方で機関委任事務から団体委
任事務にとかく権限の移譲があったんだから、
その点で例えば保育所の関係とか老人福祉とかと
いうようなものは二分の一にされてもやむを得な
いという考え方はあるようなんであれども、原則
的には自治権拡充という立場から言うたら権限移
譲して自治体の選択の幅というものを広げるとい
うのは賛成ですが、ただ、今もちょっと大臣も言
ったけれども、財政上の必要から出てくるという
問題としてどうなのかという問題があるでし
ょう。国の方は金は出すけれども口は出さぬと言
うて、自治体の自由といふんですか、地方自治に任
せるといふのが私は本来の筋だと思ふだけだ
れども、出す方の金も減らさなければ、しかし口も出
しますと、こうなってくる大変だということ
に思ふんですが、この辺の機関委任事務から今度
団体委任事務になった、特に入所基準等の問題な
んかについて自治省は自治権との関係ではどうい
うようにお考えなんですか。

○政府委員(花岡圭三君) 今回の児童福祉あるい
は老人福祉等に関する問題につきましまして、機関委
任事務から団体委任事務にされたわけとございま
す。その他、いろいろ細かい点につきましても地
方の自主性というものもかなり高まってきたわけ
とございまして、そういう意味でこれらの事務に
係る負担率というものが二分の一になったわけ
とございまして。

先生のおっしゃいますように、それはもう金が
あればあるほど地方のいわゆる財政自治権という
ものが高まってくるわけとございまして、それが
望ましいに違いないわけとございましてけれども、

現在の国、地方の財政の状況から見ましてなかな
かそれが難しいということとございまして、現
在の段階におきましてこのような事務の見直し
が行われて地方の自主性が増した、それに応じて負
担率を変えられるということもこれはまあやむを
得ないというふうに私も見ております。

○神谷信之助君 そこで、厚生省に伺いますが、
私は、自治体の裁量行為をできるだけ拡大する
というところは望ましいことというふうに思ふん
です。しかし問題は、今の国と地方との財源配分の
状況のもとで言うと、国が財源をうんと持つて
おる、それで補助金なり交付税なり、とにかく自治
体におろしてくるという形をとっている状況の中
で、特に社会福祉関係の事業というもののにつ
いて、単純に自治体に権限が移ったからということ
で喜んでいくわけにいかぬ、財源を伴わないで、
それはそれそれの基準が下がっていきましますから。
その点では憲法二十五条との関係で、最低生活の
保障の義務を負っているその建前からい
って、生活保護もそうだし、今の児童福祉なり老人
福祉についても最低の基準というものは、地方自
治体の財政力いかににかかわらず確保されなけれ
ばならぬということである今までの基準とい
うものができてきたと思ふんですけれども、そう
いう角度で、今度の変化が維持されるのかどう
か、この辺の見通しは一体どういうふうにお考
えですか。

○説明員(伊原正躬君) お答えいたします。
児童福祉の関係でございまして、特に先生例示
にお挙げになった保育所関係につきましましては、
従来から国の機関としての市町村長にお願いして
きた。ところが、この保育の事務と申しますのは
住民に非常に身近なサービスでございまして。し
たがいまして、今回、補助金問題検討会の中でも検
討されましたように、一つには非常に地方に定着
しておる、それから定着した事務についてはより
住民に身近な団体において行うのが適当だとい
うことから団体委任事務化するというところで今法案

は老人福祉等に関する問題につきましまして、機関委
任事務から団体委任事務にされたわけとございま
す。その他、いろいろ細かい点につきましても地
方の自主性というものもかなり高まってきたわけ
とございまして、そういう意味でこれらの事務に
係る負担率というものが二分の一になったわけ
とございまして。

先生のおっしゃいますように、それはもう金が
あればあるほど地方のいわゆる財政自治権という
ものが高まってくるわけとございまして、それが
望ましいに違いないわけとございましてけれども、

先生のおっしゃいますように、それはもう金が
あればあるほど地方のいわゆる財政自治権という
ものが高まってくるわけとございまして、それが
望ましいに違いないわけとございましてけれども、

先生のおっしゃいますように、それはもう金が
あればあるほど地方のいわゆる財政自治権という
ものが高まってくるわけとございまして、それが
望ましいに違いないわけとございましてけれども、

を出しておるわけでございます。

そこで、先生今御指摘になりました、それでは団体委任事務化してしまふと最低の基準がより守られないというふうなことになるのではないかと、そういう御懸念でございますけれども、これにつきまして、入所の基準自体は今度の法案では政令で定める基本的要件に従って地方が条例で定める、そういうことを予定しております。当然、議会の関与というのが出てまいります。ただ、そういうのは政令で書いてございまして、さらに、それが地方によってばらつきが出たり、より下がってしまふということがないように、そのあたりは条例準則のようなものを国の方からお示しして指導してまいらうということを考えております。

さらに、そのほかに施設の最低基準のようなものがございます、これにつきましては従来と変わらず、国の方で法律に基づいた省令でございまして、そこに従来どおりその最低基準というものは定めて、これは変えないと考えてございまして、**○神谷信之助君** これは、大臣もお考えであろうと思ひますけれども、片一方では地方行政の推進ということで保育事業なんかの民間委託を奨励されるでしよう。現実に京都の条例なんかを見てみますと、保育所の入所申請を出すと、まずその地域の民間の保育所へ全部入れて、それで残ったのを公立に入れるわけです。だから公立の方は定員を下回っています、民間は定員を一応確保している、こういうやり方をとっております。そうしなければ、また片一方では民間の保育所の経営が成り立ちませんからね、定員割れをしまして、そういうことも相まって実際はやられていません。

しかし、民間の方も経営がありますから、長時間保育とかゼロ歳児の保育というのはこれはコストが高くなりますからできるだけ逃げる。そうすると、今度はちゃんと公立の保育所で面倒を見るのかというと、片一方はできるだけ保育所の経営は減らすといふから、ここでもやっぱり制限をされて、ゼロ歳児なんかで入りたい人が入れないケースが現実的に部分的に起こるわけですね。だから、四歳児、五歳児というところは大体入れますよ。これは保母さん一人で何人かを見ていますけれども、ゼロ歳児ですと三人に一人の保母さんを置かなきゃいかぬからこういう状況が起こるわけでしょう。

さらに、それは認可保育所の場合であつて、かつて当委員会でも問題になりましたけれども、無認可保育所の問題が出てきて、保育産業あるいは福祉産業というのが今出だしてきているわけですからね。そういうところでは今度は逆に、これは最近、東京都の調査で言っていましたけれども、消防施設の問題がある。逃げ口が二階から二つ以上ないといけない。それができていないところとかいうのがまだ半数ばかり残っています。これらに対する規制はますますできなくなってくる。

だから、確かに設置基準は厚生省がきちつとやって、入所基準というものは片一方では原則を決めてあとは条例で自治体任せにする。そこは自治権があると言ひながら、しかし、自治体としては財政的にはずっと十分の八であつたものが十分の五になつちゃうわけですから、そうすると、足らぬ分はこれを府県、市町村で足さなきゃいかぬわけですから、そうするとできるだけ民間の方でも適当にやってくれということになつてくるし、保育水準自身の低下や、今言った入所資格、入所基準も条例としては決めておつても実際上はそうはいかない危険というものがこれからどんどん広がっていくんではないかと思ひます。まだこれからですから顕著にであつと出てはきません。徐々にそういう状態があらわれてくるんではないかというように思ひます。

ですから、児童福祉法に基づく保育に欠ける子供に対する市町村の義務というのが明記されているけれども、実際確かに、この子は入所させる必要があるかないかという判断は自治体が決めるのが一番いいんです、一番よく知つていらっしゃるんだから。自治体の方がいいですよ。しかし、実際に応じてそういうことが必要なんだからちゃんと保育

をするという、そのためにはそれに必要な財源というものがなかったらだめだと思ひます。この辺のところは、先ほど大臣も言つたけれども、今後、税源配分がどうなるかという問題も含めまして、それらがなかつたらこれは抽象的な議論としては決して下げませんということになるけれども、実際上の現象としてあらわれてくる、そういう状態が起こる危険があるということを私は心配しているんですが、この辺はどういうふうにお考えですか。

○国務大臣(小沢一郎君) 今度の児童あるいは老人等につきましては、負担率の切り下げ分については交付税によつて地方の負担増については見ていくわけでございまして。したがって、その意味においてはそのような水準の低下を来すというようなことにはならないと思ひますが、先ほどお話し申し上げましたように、地方自治体も非常に財政的なやりくりが厳しいという状況の中で、結果としてそういうようなことが起きないようには私どもとしては本當に実態を把握しながら真剣に対処していかなければならないであらう、そのように認識いたしております。

ただ、基本的には、筋道としては地方自治体が独自の施策、考えに基づいてやるといふこと、これはある意味では、反面地方自治体によつてやり方がいろいろ違う、そのでこぼこというのは当然認めるところに地方自治の本旨あるいは個人個人で言えば個人の生き方に基づくものでございまして、ただ、それがいわゆる基本的な水準も守れない、あるいは地域の負担が普通以上に大きくなるといふような結果にならないように、行政として、あるいは国としてそれを十分注意深く見守つて対処していかなければならない、そういうことではないかなと理解いたしております。

○神谷信之助君 憲法九十二條の地方自治の本旨が貫徹できるようなそういう自治権を確立するとか、これはまあ財源問題も含めてせにゃいかぬと、こっちはなかなか難しい。片一方、憲法二十五條で最低の保障は国の責任としてせにゃいか

ぬ。この辺はちゃんと調和ができるように、あるいは両立できるように全体としての地方財政対策というものを私は考えなきゃならないというように思ひます。

ついでにちょっと聞いておきますが、厚生省ですが、老人ホームで食費の受益者負担が入ってくるんです。今度障害者施設にもそれが導入されるような話を聞いているんですが、その辺のところはどういう状況になっていますか。

○説明員(青木行雄君) お答え申し上げます。

身体障害者更生援護施設にかかる費用徴収につきましては、先生御案内のとおり、五十九年の身体障害者福祉法の一部改正によりまして新たに本年度から行ふこととしたわけでございまして。

○神谷信之助君 これは、現実に障害者の施設での意見をいろいろ聞いていると非常に不満なんです。これは大臣は直接の所管ではないけれども、政治家でもあるんだから理解をしておいてほしいんですが、老人ホームで負担能力のある者に対して食費の負担をせよというものが入ってきた。老人ホームでやられたものは障害者の施設に大体その後すぐ追いつけてなつてくるというように障害者の担当施設としては言つてゐるんです。食費がそうやってやられたらいいよ今度はこちらの方も来ると。ところが、老人の場合と障害者の場合とちよつと違うんではないかというのがその人たちの意見なんです。

例えば、これは今京都の綾部でいいの村というのをつくつて、障害者が共同生活をしながら自立できる農業やいろいろな作業を共同でやっているんです。それは障害者年金はもらえますから、できるだけそれを蓄えながらそこで技術を覚えて自立をしていくことを目指してやっています。そうすると、年金をもらつていますから食費は負担せにゃいかぬ、あるいは家族が負担をするということになると、自立をする財政的基盤といひますか、そういう展望というものを、初めは大したことないけれどもだんだんこれはふえてきますから、自立させないようになつてしま

んです。

だから、お年寄りの施設の場合、それから障害者の施設の場合とそういう点ではちょっと趣旨が違ふでしょう。障害者の場合には、単に障害者を集めてそこで生活できればいいということじゃない、そこから自立していくという力のことや、えていくかということも含めてやりやすからね、それで老人の施設と違ふわけですね。それを同じように同じ物差しでやっていくというのはいいか、なものかというのが強い意見として出てきています。

これはそういう点問題提起をしておきますから、大臣もひとつ研究してもらって、ぜひ生かしてもらいたいと思うんですが、よろしいですか。

○説明員(青木行雄君) 我が国の社会福祉は、先生も御案内のとおり、一般に所得の多寡により対象を限定することなく広く国民を対象としておるところでございまして、その費用につきましましては負担能力に応じてその全部または一部を負担していただいているところでございます。身体障害者更生援護施設につきましても、本人の負担を原則としながらも、本人に十分な負担能力がない場合にはその不足分につきましまして扶養義務者にも無理のない負担をお願いする、そういうふうな建前になっているわけでございます。

今のいこの村栗の本寮につきましましては、重度の身体障害者の更生援護施設というふうなことでございまして、従来は、先生今お話しのように、食費につきましまして原則自己負担であったものを、前回の法律改正によりまして措置に要する費用について老人その他と同じように本人または扶養義務者の負担とすることにいたしましたわけでございます。特に更生援護施設等につきましましては、お説のとおり訓練等を行うものでございまして、それらにつきましましては十分な配慮をいたしたいというふうな考えでございまして、よろしいかと。

○国務大臣(小沢一郎君) 身体障害者ばかりでなく、その他社会保障もろもろですが、基本的に先生の御指摘のように自助、自立してやってい

く、その手助けを互いがして、そのことは当然のことでありまして、まあ社会保障で、言葉は悪いですがダミーをつくるためにやるわけではありせんし、お互いが生きていく、それをお互いがみながら助け合うというところに社会保障の基本的な考え方があるんだらうと思います。したがって、障害者の場合も自立できるようにお互いがいろんな施策あるいは協力をしていく、そういうことであらうと思います。具体的措置の内容については僕詳しくわかりませんが、どういふようなことであるかわかりませんが、その妨げにならないように、ただ物すごく負担する能力がいついあるかということであればそれは当然出してしかるべきと思いますが、これは具体的な法の基準のとり方あるいは運用の仕方、それにかかわってくるものであると思います。筋道としては基本的にそのようにあるべきであらうと思います。

○神谷信之助君 次に、六十一年度の地方財政対策あるいは今後の地方財政の展望などについてお伺いしたいと思います。

一つ問題にしたいのは、交付税特会で義務的に支出をしなきゃいかぬというか、いわゆる元利償還に交付税特会が食われていくという状況がだんだん増大してきています。この問題で、例えば六十一年度でいいますと、交付税特会の借入金金利の二分の一の肩がわり分が三千五百四十七億円、それから財源対策債等の元利償還の交付税算入額が一兆四千七百七十億円、それから六十年年度の補助金カットの臨時財政特別債、調整債の利子償還の交付税算入額が二百三十一億円、この二百三十一億円は初年度だから極めて少ない。そういうことで合計しますと一兆八千五百四十八億円というものがもう自由にならぬ金になっているわけですね。だから、交付税が約十兆円とは言っておつてもこれだけもう使えない、現実の地方財政の運営には使えない額として出てきます。

これを引きますと、実質国税三税の二六・一％という状況になっているわけですね。だから名目は三三％とこうなっていますけれども、しかし、実

際は交付税率が二六％に下げられると同じような、そういう状況が生まれてきているというのが現状だと。さらにつけ加えますと、これから今度のは各自自治体に地方債で振りかえたりして地方債やっていますね。この分は交付税で算入するわけですから、交付税で見ている。だから、借金返しだけで二六・一％どころの騒ぎでない二五・五％台になってしまふ、あるいはそれ以上になっているかもしれない。その辺まだ計算していませんが、とにかく実質上三三％をうんと下回っている状況が生まれてきている。

こうなりますと、自治省の方は名をとって実を捨てているというか、大蔵省の方は名を捨てて実をとっている、こういう関係に実際上なっているのではないのかと思うんですが、この辺はどういうようにお考えでしょうか。

○政府委員(花岡三三君) 御指摘のように、交付税特会で借入金金利を負担している、そのほかいろいろ元利償還費等について交付税で見なければならぬものがあるということで、交付税における基準財政需要額の算入を圧迫するのではないかと、あるいは交付税率というものは実質下がつておるのではないかと御指摘でございます。御承知のように、六十一年度におきましても交付税法の附則によりまして交付税総額を千二百億円増額するということもしておりますし、また、今後の後年度負担の問題につきましても、交付税に計算する措置を講じておるといふような措置によりましていろいろ今後の問題も考えておるわけでございます。現実問題として、各年度におきまして地方団体の財政運営に支障を生ずるような場合があるならば、私どももいたしましては、それぞれ年度の必要交付税総額というものは地方財政計画の策定を通じて確保してまいる所存でございます。

今回の、六十一年度における措置におきましては、これは補助金問題検討会の結果を踏まえて行われた措置でありまして、その影響額につきましましては交付税の特例加算あるいはたばこ消費税の税率の引き上げ、こういった措置等によりまして地方財政の運営に支障が生じないようにいたしておるわけでございます。今後におきましても必要な交付税総額というものは確保してまいるというところで対処してまいりたいと考えております。

○神谷信之助君 自治省の答弁とすればそう言わざるを得ないけれども、現実そういう状況があるし、しかも、それは六十一年度の地方財政の状況がそうであつて、さらに後年度になるとどうとふえてきますか。例えば、六十一年度から交付税特会の借入金金利の元金償還が始まると大体毎年約一兆円ぐらいの返済をくらにやいかぬ、早目に返していかなければいかぬ、こうなつてきますし、それから補助金カットの問題で、六十年度の財政需要算入額をいろいろ我々なりに試算をしてみますと、例えば一般会計分は据え置き三年、二十年償還、年利六・八％ということだし、その他会計分は三十年償還ですから、据置期間そのほか同じということではラフな試算をしても大体年間八千四百億円あたりの償還をしていかなければいかぬという問題が出てきます。それから六十一年度、これで見ますと、大体一兆四千六百億円になります。それがさらに六十一年、六十三年も生じていくとさらに二兆九千億円、こういうことになつてきます。

だから、俗に言うたら、十兆円のサラリーをもらつていてもそこから天引きされる、いわゆる今までの交付税特会の分が約一兆円天引きされてきちゃう。その上に六十一年度、六十一年、二年、三年と、カット分はまあ言うたらローンの借金返しをしていかなければならぬ、こういう状態に地方財政というのはなつていく。これはあなたの方がおっしゃるような、しかし、その年その年で必要な財源はちゃんと国に補てんをしてもらう、それは繰り入れするか、あるいは起債にするかどうかは別にしても、何らかの措置をして必要財源はちゃんと確保します、こういうふうにおっしゃるのだけれども、実際問題としてこれは交付税制度そのものがそれでいいのか、そういう硬直状態

で、交付税制度の運用というものがそれでうまくいこと効果を上げていくのかどうか。ある意味では交付税制度そのものの崩壊といえますか、そういう状況に向かつて進んでいっているのではないかと、このように思っていますけれども、この辺はどういう認識ですか。

○政府委員(花岡圭三君) 今回の補助率の引き下げが三年間続くといいことではございますが、六十二年、六十三年におきまして何らかの補てん措置が必要であると考えておりますけれども、先ほど申し上げましたように、各年度の財政運営はもとより、後年度の財政運営にも配慮いたしまして適切に対処してまいらなければならぬと考えておるところでございます。

六十六年度以降、交付税特会の借入金償還が開始されてくるわけでございまして、地方財政の先行きというものは極めて厳しいものにならうというふうにも考えるわけでございまして、けれども、今後、各年度におきまして借入金の償還及び六十一年度の地方財政対策におきまして後年度の交付税の加算措置等を考慮した上で、なお、地方財政の円滑な運営を図る上で交付税の総額が足りないというふうな場合には、先ほど申し上げましたように、地方財政計画の策定を通じて所要の財源措置を講じて、全体として必要な交付税総額は確保しなければならぬわけでございまして。

ただ、後年度の元利償還が増大するのは事実ではございますけれども、各年度ごとの償還、例えば六十一年度借入金全体から見ますと九千三百億円ということではございますが、各年度の元利償還というふうなものを計算いたしますと、交付税制度が崩壊するほど多額なものには上らないというふうにも考えております。

○神谷信之助君 その問題は後でまた言います。大臣、そういう状況であるにもかかわらず、行革審の推進状況調査小委員会が出しました「今後行革と財政再建のあり方」を見ますと、国の方は今後とも長期にわたり財政的危機状態が続く、したがって、地方財政について交付税率の見直し

とか、あるいは現行の国税三税にかえて総収基準とすることとか、保留財源の問題とかいろいろ問題が出だしてきています。

それは、現実には毎年毎年地財計画策定のところでも、現実には三〇％自身がそういう借金返しで硬直状態になって、自由に配分できるものがないと圧縮されているという状態のところ、さらに交付税率の引き下げとか、その他いろいろ見直し案というものが出てきているわけだ。そのことは承知の上で言うてはるわけですか。自治省いろいろ説明しても、まだそういうことを言うておられることですか。これからの地方財政の制度より確保し、より発展をさせる上では、自治大臣の格段の努力が私は必要だろと思うのだが、この辺についての基本姿勢をこの際大臣から聞いておきたいと思っております。

○國務大臣(小沢一郎君) 交付税の問題につきましては、実質として、先生のお考えのような前提に立てば三〇％を割っているということも事実でございまして。そして、交付税の中に占める公債費の負担の割合が多くなっていることも事実であります。しかし、今日の段階におきましては、局長も答弁いたしましたように、交付税総額の加算等いろいろ手段を講じて、交付税全体の中で飲み込んでいけるという状況であるという答弁をいたしました。したが、今後さらにどんな割合がふえてくるということがあるならば、何とかして交付税全体の総額を確保しなきゃならぬという私どもの使命があるわけですから、その交付税の制度の問題であるいは全体の税制を含めて財源配分の仕組みの問題、そういうことも考慮していかねければならぬというところでももちろん状況次第によっては考えられることであらうと思っております。

私もとしては、当面とにかく交付税の総額を確保いたしまして、財政需要額を満たしていくというところで最大の努力をいたしておるわけでありまして。そういうような状況の中で、行革審で交付

税の引き下げとか、何かいろいろ聞いてみますと、余り基本的理念を打ち出さずに、個々の末端の話、何だかんだといろんなことを言っているようにも思えます。別にそれを批判するわけではありませんが、そういう交付税の問題につきましても、あるいは留保財源の問題につきましても、関連した議論もなされて、それがいろいろと巷間伝わるということもあるようではございます。そういった点につきましては、自治省としても十分行革審にも説明をして理解をもらっておるわけではございます。いずれにいたしましても、現在交付税率を引き下げるとかいうような状況に地方財政がないというところは私も強く主張し、それ

も大方認められておると思っております。今後、非常に厳しい状況がまだ続くわけでありまして、私も私どもとしては、地方交付税の総額を確保する、あるいは先ほどもお話ししましたように、税制調査会でもいろいろ議論されておりますから、その中で新しいものも出てくると思います。地方の税源を充実させる、そういうような税制全体の中でも仕組みをとっていかねければならぬという、そのように考えておるところであります。いすれにいたしましても、地方の財政がこれ以上悪化することのないように努力していかねければならぬ、そのように認識いたしております。

○神谷信之助君 最後のテーマですが、今、大臣も盛んにおっしゃったように、地方交付税で飲み込むことができるのか、あるいは地財計画の策定の段階でそれに必要な財源はちゃんと確保するということに言われてきているんですけれども、この地方財政計画の規模といいますが、ここが今問題ではないのかというように思っています。だから給与関係費、これは相当の構成比占めます。これはもう国に右へ倣えでばちと決まっちゃいます。それから、一般行政経費は、国が補助金カートを一方的に決めたなら、それにもうとにかく従っていく、こうなるでしょう。それから単独事業もできるだけ抑える運営をしていく、あるいは公債費も

おのずから決まってくるし、投資的経費というところでも、これも国の補助事業に対する裏負担ということとで、大体国がどれだけの事業をやるかということに依拠して決まってくる。というように、歳出の大綱というのは大体国が決まったら、もうそれでうつつと決まってくる。

歳入の方もそうですね。地方税も法律で、国会で決めているんだから、若干の超過課税があったにしたら知れたものですか。あとは国庫支出金にしろ起債にしろ政府が認可しなかつたらとにかくもう全部できないんです。ですから、地財計画というのは国が、例えば公共事業を抑えるんやと、あるいは経費削減するとそれと同じように右へ倣えである、こういう状況になっておられます。国の都合に基づいて地方財政計画がつくられている。地方自治というのはそういうじゃない、住民のニーズに応じて、そしてその中で選択しながら行政の規模、内容というのを決め、それに必要な経費をつくらせていくわけだ。全部財源が、ほとんど大部分が国に吸い上げられるから、こういう形態になっている。したがって、国が決めたこととの押し決めない、その規模に必要な財源だけは確保しなす。だから、住民のニーズに必ずやうなそういう地方財政計画にはなっていない、私はそういうふうに思っているけれども、この辺はいかがでしょうか。

○政府委員(花岡圭三君) 地方財政計画は、御承知のように、地方団体が標準的な行政水準を確保できるように地方財源を保障するものでございまして、また、地方団体に對して地方財政のあるべき姿を示す、同時に、地方財政と国家財政、国民経済等との整合性を確保する必要があるわけではございます。そういう意味で、この地方財政計画を策定いたしますときに国と違つた方針を設けるということではできないのが基本でございまして。そういうことで、個々の問題につきましても、給与問題につきましては、法律の建前からいたしまして、国家公務員の給与水準というものを酌むのは当然でございまして。しかし、一般行政費等に

おきましては、今回の計画におきましても、国の伸び率を上回るような計画を組んでおります。また、単独事業におきましても三・七％の増加ということで計画掲上いたしておるわけでございました。まあ国の都合に合わせて圧縮しているというふうなものではないというふうに考えておるところでございます。

したが、いまして、厳しい中ではありますけれども、私どもも地方団体が自主的に財政運営ができるようにこの財源をできるだけ確保していきたいかなければならないと考えておるところでございます。先生御指摘のような御心配はないものと私ども考えております。

○神谷信之助君　ちよつと違ふんですよ。本来、例えば住民はいろいろ行政サービスを受ける、そしてそのサービスを受けた相手がその負担をするという極めてラフな単純な論理でいくと、実際の国民生活の大部分の行政サービスというのは直接

自治体から受けるんですからね。だから本来、例えば地方税が七割なり八割で、そして国の仕事というのは、例えば外交とかそういうった、いわゆる国家事業というものにしてしまえば十分地方財源というのもあるわけでしょう。そういう中で国が全体としてのコントロールをしながらやっていくという方法もある、極端な言い方をすればね。ところが、そうじゃなしに、今は全部吸い上げられて今度は国から自治体へおりてくるんですね。そういう状況のもとで地方財政計画が策定されて、国と地方との整合性ということが強調されてくるとすればするほど、まさに国の都合に基づいた地財計画にならざるを得ない、今の制度がそうなっていますからね。これは局長もそういう答弁をせざるを得ぬと思うんだけれども、それでいいのかどうかということを含めて我々は考えていかない、これからの国と地方との関係というものを根本的に検討していく上で重要な問題だと、大事な問題だというように思っておりますが、これは今まで何遍も主張はしていますけれども、根本的な転換になりますからなかなか難しいんだと思うん

ですが……。

そこで、この十年間の地財計画ですと構成比を見てみますと、そこにやっぱり政府の政策的指導の方向というんですか、そういうものが感じられるんです。

例えば、給与関係費は五十一年度で三四・五％ですが、六十一年度は三〇％にまでマイナス四・五％ぐらゐ下がっています。それから、一般行政経費も二一・九が二〇・九ということで一％ぐらゐ下がっています。公債費は五・五％から一・一％と倍に上がっています。投資的経費も三三・六だったのが三二・三と一・三％ほど減つてきています。その中で、直轄補助事業が二・七％減で、地方単独事業は一・四％の増、こうなっています。この中で、特に顕著な変化というのは公債費と給与関係費ですけれども、公債費の問題は先ほどから論じていますのであれしまして、給与関係費の問題です。

行革審の地方行革推進分科会の出した「地方行革の推進と広域行政への対応」という報告の中で、地方行革の今後の課題として、「給与関係費の決算額が毎年度地方財政計画を一兆数千億円も上回っている実態は、給与の適正化等により計画のかつ早急に改善を要する基本的な点である。」というところで、給与関係費をやり玉に上げているんですけれども、この乖離、これについて自治省はどう考えておられるか。地財計画そのものが実態からかけ離れているからではないのか。あるいはその乖離している理由についてどうお考えなのか、この辺をまず聞きたいと思います。

○政府委員(花岡圭三君) 地方財政計画と決算とが乖離しておりますのは、地方財政計画は、地方団体の標準的な財政収支というものを理論値に基づいて算定するものであるわけでございます。また、地方財政計画は、現実の地方財政の姿を追認するものではございませんで、地方財政のあるべき姿を織り込んで作成すべきものである。それから、計画と決算とは、経費の区分とか積算方法等に差異があることから、計画と現実の地方財政の

運営の結果である決算との間にはある程度の乖離は避けられないというふうに考えておりますが、必然的に生じます乖離を除きましてはその差はできるだけ小さい方が望ましいので、計画策定の際には規模是正を図ること等によりましてその差が縮小するように努めておるところでございます。

また、地方団体に對しましても、この決算との乖離のよく指摘されていますのが給与関係経費といわゆる投資の地方単独事業でございます。この地方単独事業につきましても適切に実施していただくよう地方団体を指導しておるところでございます。

○神谷信之助君 それは余り理由にならぬのですよ。地財計画は何も実態に基づいてつくつたものじゃない、理論的にはじき出したものである、こ

う言つたつて、実態抜きにしたら、その数字何ほ
並べても役にも立たない。したがつて、今までも
例えば職員の数なり、それから給与の実態調査も
やつて、改善をするなりという努力はしてきたわ
けでしょう。しかし、職員数が実態より少なく見
積もられておるといふことも事実だし、あるいは
保母さんとか社会福祉施設職員なんかでは、一応
何等級何停基準というふうなことで計算の単価
は出していますけれども、実際上は最近はずつと
経験年数が高くなっていますから、そういう職員
がふえてきているので、それを上回っているから
持ち出しが多くなってくる。給与の問題でもそう
いう状況があるし、ラスとの関係もあるでしょう
し、あるいは退職金の問題もあるだろうし、特別
職の人たちの給与水準の高いところも非常に多い

いろいろな問題があるんだけれども、この辺は当委員会でも何遍も今まで問題になっていますが、例えば公共事業関係の件費の計算とか、それから義務教育の国庫負担の件費の計算、これはみんな実態に基づいて計算、積算しますね。だから、これらの乖離というものは出てこないか、それでもちよいちよい出ている、問題になっているところもありますけれども、全体そう大きい乖

離はない。その辺を踏まえてやらないと、この実態を抜きにした地財計画そのものだけで乖離が大きいというようにいわれなき非難を受けるというのはばかげたことではないかと思うんだけれども、この辺はいかがですか。

○政府委員(花岡圭三君) 例えば、先ほど御指摘ございましたいわれる給与関係の問題でございまして、けれども、給与の実態調査を五年ごとにやっておりますので、これに基づく人員の規模は正等は行っておりますわけでございます。このいわゆる給与関係経費におきます実態との乖離というものを分析して見ておりますと、御指摘のように職員数の差によるもの、あるいは退職手当が実績と違っておりますとか、あるいは給与水準が国よりも高いとかいろいろ要因が出てまいります。

私も毎年この実態、人員につきましての分析もいたしておりますけれども、例えば義務教育関係におきましても、単独で措置をしている団体というものもかなりございます。こういった職員数は計画には算入できないものでございますから、そういったものもある。あるいは地方団体におきまして定数の改善と申しますか、いわゆる削減計画を完全に実施されていない部分が若干残っているとか、そういったふうなものもございますが、私もこの人員につきまして全部分析をしながら、五年に一度の規模是正では是正すべきものにつきますは算入しておるわけでございます。昨年度におきましては一万二千人の規模是正を行っております。

そういうことで、理由のつくものにつきまして

はできるだけこれを計画に掲げたしまして、実態との乖離をなくするように努めておるところでございませうけれども、何分にもやはり給与水準の違いというものが計算上出てくるわけでございまして、この辺は地方団体の方でも是正の努力をしていただかなければ計画と決算との乖離というのはなかなか埋まっていけないではないか。しかし、非常に努力していただきまして、先ほど御指摘のありましたように、これらにつきましてもだ

んだんと是正されてきておるものと私も見ておりますけれども、この計画というものの性格上、こういった乖離といえますか、実態と全く同じになるという形にはできない。私も地方団体に對してはそういった指導をしていかなければならぬというふうに考えております。

○神谷信之助君 これ最後になります。

今の、乖離のラス、いわゆる給手水準による差というのは、全体の乖離のうちの大体三分の一ないし四分の一ぐらいでしょう。だから、そのほかの部分というものは割合もつと大きいわけで、これは指摘だけしておきます。

そこで、先ほど言いました報告では、さらに「地方公務員に係る職員配置基準については、廃止又は緩和の方向で全面的な見直しを行うこと」と、こういうことでありますけれども、この配置基準で保育所とか障害者の施設は、基準が緩和されたりあるいは下げられるということになってくるとサービスの低下を免れないというように思われます。最低の行政水準の維持が困難になる。従来は、大体この部分は超過負担になっているという指摘は何回もやり、自治、大蔵、厚生三省の実態調査なんかやって、そしてずっと改善をしてきたと思うんですが、それを逆戻りさせるかのようなことがあつてはならないと思うので、この点についての自治省及び厚生省の見解を聞かせてもらつて、終わりにしたいと思います。

○政府委員(花岡圭三君) 社会福祉関係に係るこの人員の配置基準でございますけれども、今回の権限移譲によりまして措置する人員と申しますのは、私も標準的な人員というものを計画に算入してまいりましてございまして、これが今後下がるというふうなことはならぬだろうと。地方団体におかれましては、いわゆる自主性が増したというところ、いろいろ差は出てくるかもしれませんが、こういうふうな性格の仕事でございますから、私も標準的に算入いたしますものは従前とも変わらない、あるいは厚生省の基準とも変わるわけじゃございませんから、この点で水

準が下がるようなことはないと私もは考えております。

○説明員(伊原正躬君) 社会福祉関係の職員の配置、特に保育所関係でございますけれども、これにつきましては国の定めております最低基準によりまして児童一定数に對して一定数の保育を配置するといふ形になっております。この考え方というものは従来からずっと変わっておりません。なお職員の処遇の点につきましては措置費上毎年改善等を行つておりまして、先ほどの格付の問題等につきましても必要な見直しをやつてきておるところでございます。

○委員長(増岡康治君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時十分まで休憩いたします。

午後一時十分まで休憩いたします。

午後一時十一分開会

○委員長(増岡康治君) 地方行政委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、三治重信君が委員を辞任され、その補欠として井上計君が選任されました。

○委員長(増岡康治君) 休憩前に引き続き、質疑を行います。

○井上計君 私、臨時にこちらの委員会に入りまして、同僚議員からいろいろと質疑が行われておりますこと、実は承知いたしておりました。したがって、あるいは重複する質問があるうかと思ひますが、あらかじめお許しをいたさうかとお願ひを申し上げておきます。

自治省にお伺ひしたいんでありますけれども、国の財政は既に倒産寸前と、このように言われております。したがって、財政再建計画を実施するためには、絶対的に行財政改革を強力に推進しなくてはいかぬわけでありまして、ところが、当然十

分な努力を行わないで国民にし寄せをする、あるいは国民に転嫁をするということがあつてはいけません。思ひますけれども、しかし、実際には六十一年度の地方財政計画を見ましても、国の財政再建のためにいまだ十分なる努力をしない地方へ転嫁をしておる、さらにそれがまた国民に転嫁がなされておる、いわばそのようなことが十分うかがえるといふことは大変残念に思つておるわけでありまして。

さて、それは今後とも国も地方も十分努力をしていかなくてはならない。そうしなければますます国民への負担転嫁、国民への重圧というものが加わつてくるであらう、こう懸念するわけでありまして、自治省の立場としては、地方自治体に対する行財政改革等についてはどのように指導をし、どのように進められておりますか、まずそれをお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(大林勝君) 仰せのとおり、現在地方行政を一生懸命やつていただいておりますわけでありまして、その際、私どもの立場といたしまして、地方行政を進める場合に、第一は国が反省すべき点、第二に地方が反省、努力をすべき点、この二つを強調しておるところであります。国側としましては地方行政に協力する場合には、地方団体に余分な負担を負わせないこと、さらに、地方団体の行政努力を阻害するような制度的な要因を速やかに除去していただくこと、必置規制とか、許認可、その他の機関委任事務の問題すべてその問題であります。

もう一点、地方団体自身が自主的に行政を進める問題につきましては、昨年来、地方行政大綱の作成を全地方団体にお願いをいたしておるところでありまして、現在ほぼ大體足並みがそろつたと承知いたしております。今後ともそういった方向で行政の推進に努力をしてまいりたい、こう考えております。

○井上計君 自治省も地方行政を進めるについて

努力しておられることについては承知いたしますけれども、ただし、率直に言つて余り目に見えた、表にあらわれた成果がなかなかないんではないか、このような感じもするわけでありまして。何しろ三千数百という地方自治体でありますから、したがって、その自治体の性格も異なりまゐります。あるいはまた、地域格差というものも非常に多いわけでありまして。さらには、歴史やあるいは環境も随分と違います。また、それぞれ地方自治体の首長の政治信念といふことも、政治哲学も変わつておるでございまして、また議会の性格も違つておる。

これらを考えると、画一的な、統一的な地方行政改革といつてもなかなか進められぬであらう、こう思ひます。また、好ましいことじやないかしりませんけれども、それぞれ地域の国会議員のいわば力関係によつても、またこれが進むあるいは進んでいないといふふうなことの分かれもあるでございまして。いわば千差万別の地方自治体の状況からして画一的にはなかなか進められぬであらうか。また逆に、今のような状態をいくと、地方自治体の財政格差がますます広がつていくんではなからうか、このようなことも懸念をされるわけでありまして。

ところが、地方自治体が行政改革と同時に今問題になつておりますのは、住民に対する過剰サービスというものが問題になつておるわけですね。住民の声をもちろん聞かなくちゃいけません。住民の希望を入れなくちゃいけませんけれども、首長なり地方議会が必要以上にいわば過剰なまでに住民のサービス、住民の機嫌取りというふうな言い方は適當でないかしりませんけれども、そのために過剰サービスが非常に多くなつておるといふふうなこと、これについても自治省がやはり今後とも指導をしていかなくちゃいかぬじやろう、ここを考えます。

もう一つは、地方自治体が自治省やあるいはあるいは隣の市町村等々に對して大変気兼ねをし過ぎて独自の行動をとらない。自分たちがや

りたいと思つてもなかなか気兼ねと遠慮があつて行財政改革をとりにくい、とつていないというふうな自治体もあるんではなからうかというふうな思ふわけでありま。さらにまた、中央の各省庁の法令や通達に余りにも厳し過ぎて、地方の行革を阻害してあるというふうなことがあるんではないか、こう考えるわけでありまが、例えば民間委託へ移行する場合の障害となつてゐることも多い、このように考えます。

今申し上げましたように、民間委託移行への障害となつてゐること等は、学校給食あるいは各種施設の管理運営、公民館であるとか、美術館であるとか、このような文部省の通達等が非常に厳しいというふうなことがあります。それから保育所についても、厚生省がもっと地方自治体に対して緩やかな指導というふうにしてもいいんではないかという面もありますし、あるいは病院給食におきましては、あるいは建設省の都市公園の管理であるとか、学校用務員の問題であるとか、あるいは労働省の職安法の問題であるとかというふうには、余りにも中央省庁が従来と同じような地方に対する権限を行使してゐることによつて、地方自治体の民間委託への移行がなかなかうまくいかない、そのような障害が多いんではないか、こう考えられるんですが、この点についてはどのようなお考えになりますか。

○政府委員(大林勝臣君) 確かに、行革の一つの大きな問題として、それぞれの地方公共団体の仕事の限界というものを見直す時期になっております。長年の間、高度成長期以来でできただけ住民の要望をそれぞれの団体がやってきたのは間違いないところでありまが、こういつた時代になりますと、むしろ民間の知恵なり力なり、そういうものを十分に利用するということがまた行革の一つの使命ということにもなつておるわけでありま。そういう意味で、行政の限界というところを見直す場合に、御指摘のような民間委託という問題が浮かび上がってくるわけでありま。

年来、それぞれの分野で民間委託が着実に進んでおると思ひますけれども、庁内の事務的な計算でありますとか、あるいは設計でありますとか、測量でありますとか、そういうこともいつか、進んでおるんではないかと申します。また、非常に民間委託がやりやすいと申しますか、進んでおるんではないかと申します。また、御指摘のようにいわゆる公の施設、あるいは図書館、博物館、あるいは御指摘のような保育所を初めといたしますいろいろな施設の管理運営につきましても、民間委託の進捗率というものがなかなか思ひにくいのもまた事実であります。その一番大きな原因というのは、それぞれの施設について所管する各省庁におきまして、法律なりあるいは政令あるいは通達によりましてその施設の管理のために何人の職員が必要であるとか、あるいははどうかという専門的な職種の職を必ず置かなければならぬとか、あるいは委託をする際に委託先はこういうところというふうな限定を加えるというようなケースもいろいろございます。これを一括しまして必置規制という名前でお呼んでおるわけでありまが、これが民間委託の進捗に一つの大きな障害をなしてゐるところであります。

行革審あるいは地方制度調査会におきまして、年来この点を指摘してゐるところであります。自治省といたしまして、折に触れて各省庁にそういう面の反省をお願いしてきておるわけでありまが、今後とも民間委託の障害となる少なくとも法令なり通達というものについては十分各省庁の責任において見直していただくよう努力してまいりたいと思ひます。

○井上計君 今、局長がおっしゃったように、私が今指摘をいたしましたけれども、自治省これはお認めになったことではあります。このほかにも、いわば各省庁の縄張りという言い方は悪いですが、縄張りを守るためにとにかく微に入り細に入ったことまで通達を出してがんじがらめにしておる。そのために、地方が幾ら行政改革をやろうとしても、あるいは歳出の節減をしようとしてもなかなかできない。それどころか、逆

に今度はむだな経費の支出をしておるというふうなケースがたゞさんあるんですね。

これは、大臣はお見えじゃありませんが、政務次官お見えでありますから、従来のように、ただ単に各省庁間の事務レベルでそのような話し合い、申し合わせをされるんでなくて、大臣の間で強力にこのことを話し合つていただいで、やはりもつと積極的に自治省が主導権を握つて各省庁に對しては行き過ぎた通達、あるいは取り締まりといひますか、指導をもつと早急に緩和して、本当に地方がやりやすいような、地方が行革をやりたいとできないというふうなことのないよう早急にしていただきたい、こう考えますけれども、大臣にかわつて次官、いかがですか。

○政府委員(森清君) 地方の行革を阻害するといふか足を引っ張つてゐる状況が、中央各省庁の無理解といひますか、そういう点にもあるというところは井上委員の御指摘のとおりであらうと思ひます。で、大臣にもよく話をいたしました。そういう点について中央政府の十二分な理解を得られるように努力をしたいというふうに思つております。

○井上計君 次に、行革を積極的に進めていく、それによつて地方自治体、余裕の財源といひますか、節減の効果があらわれてきた、それをどうするかという問題について私お尋ねをいたしたいわけでありま。行革によつて生じた財源、それは住民にやはり還元すべきである、こう考えるんです。当然であらうと思ひますが、住民に還元する場合の方法としては二つあると思ひます。

一つは、先ほど過剰なサービスと申し上げましたけれども、必要な住民サービス、特にその地域環境をよくするために地域の開発、改善であるとか、あるいは公園、その他憩いの場等々いろいろ環境の整備、あるいは建設であるとか、あるいは特に最近著しい急激な円高によつて非常に困つておる中小企業などの地域にも大変多くあるわけですから、国ではなかなか目の届かない、国の施策だけでは十分でないというふうな面があります。

地方自治体によつては積極的に円高対策、円高融資等々の利子補給をしてもらつてゐるところもふえておりますけれども、あるいは住宅建設、住宅購入等についての融資あるいは利子補給等々たくさんあるわけですが、そういうふうなものを積極的にやつて住民への還元を当然これからの心がけていかなければいけません。努力しなくちゃいけません。

もう一つは、地方税の減税というふうなことを考えていかなければいけない、こう思ふんです。この問題について私、去年四月二日でありまが、当委員会でも地方税の減税についての提言、質問をしたわけでありま。すなわち、普通税がなかなか減税されないという理由です。されど、理由はいろいろあると思ひますけれども、まず、標準税率以下の市町村は全くない。標準税率を超えて超過税率を適用してゐる市町村はかなりありますけれども、あとは全部標準税率であつて、標準税率以下のところは全くないという事実があるわけですね。なぜそういうふうな標準税率を下回るところは全くないのか。自治省はどのように受けとめておられるんですか、まずお伺いをいたします。

○政府委員(渡辺功君) ただいま御指摘がありましたように、地方税法では標準税率という制度を定めてゐる税目が多いわけでございます。これは地方団体が課税する場合通常すべき税率ということで定められておるわけで、これは地方団体が提供するサービスであるとか、あるいは一定の行政の水準を維持するために必要な住民の標準的負担の水準を示すものであるというふうに考えられます。そういう性質のものでありますので、地方団体といたしましてはこれによつて通常課税する、そういうことになつてゐるわけでございます。それを下回る税率を適用することはもちろん法律上できるとは思ひますが、ただいま申し上げましたような標準税率の地方税法上の性質からいひましても、地方団体におきましてはそれそれ財政事情あるいはいろいろな事情を総合的に勘案の上、

○井上計君　審議官のお答えはわかるんです。ただ、現在標準税率と言っていますが、實際は規制最低税率である、こういうことになっておるわけですね。地方自治が叫ばれて久しいわけでありまして、いわば一番もとになる税率を自治省が依然として地方税法によって標準税率という名のもとに最低税率を設けて縛っておることが、地方行革あるいは地方の努力、意欲というふうなものを阻害していることになっておるのではなからうか、私はこういう感じがしまして、先ほど申し上げましたように、去る四月二日に地方税の標準税率を変えるといいますか、これを撤廃すべきであるということを提言したわけでありまして。

余地がないというふうな答えがあつたかと思ひましたので、きょう再度このことをお伺いをするわけでありませうけれども、要するに、標準税率を下回つたら起債の認可が得られないということが最大の問題点であらう、こう考えます。どうなんでしょうか、非常に努力をして多少財源に余裕ができた、したがつて、標準税率を若干でも下回らう、また下回つてもやつていけるという自治体があるとなつた場合、私はあると思つていますけれども、あると仮定した場合に、自治省にもちろんさん申請しないと思ひますけれども、それでもなおおん申請しないと思ひますけれども、それでもないのかつ下げない理由は、下げると起債が全く認められない、こういうことが原因であらうと思ひます、自治省はどうお考えでしょうか。

○政府委員(花岡三三君) 前にもお答えいたしましたけれども、地方財政法第五条におきまして、普通税の税率が地方税法に定める標準税率以上である団体に限って、公共施設または公用施設の建設費、事業費等の財源として地方債を起すことができます旨を規定しておるわけでございます。これは、地方団体が地方債を起します場合に、自財源である税収入について標準的な水準まではまず確保すべきであるという趣旨に基づくもので

したが、いまして、世代間の負担の公平を図るとともに、地方団体の財政運営の健全化を確保するという見地から、このような地方債の制限を行っているものでございます。現在、地方財政全体としても非常に厳しい立場に置かれておりますし、また、個々の地方団体におきましても公債費負担比率は相当程度まで上っておりますのでございませう。このような状況のもとにおきまして、まず地方財政の健全化を図っていきますためには、一般財源である税の確保が必要であるというふうに考えておるところでございます。

○井上計君　そのお答えも先般聞きまししたからな
かつております。ただ、それは現在の地方財政法
の地方債の制限、第五條がそうなっておりますから当
然だと。もし標準税率を下回った自治体についてて
も起債を認めれば地方自治体自体の格差がますます
増大をして、そしていねば不公平が生じる、こ
ういうお答えでありますけれども、私はこの地方
債、第五條ができた当時とはもう全くさま
変わりをしておるといふことですね。じゃ、
建設国債を発行しているのと、起債の中
でも国の建設国債と全く同じ性格のものがあ
るわけですね、それを認めることと、今言わ
れるお答えと矛盾があるませんか、どう
でしょう。

もちろん、国の特例公債のような起債はこれは絶対認めるべきではなからう、こう思います。標準税率を下回って、なおかつ通常経費等赤字であるから、したがって借金をする、こんな地方財政は認めることはできない、これは当たり前でありますけれども、しかし、将来に向かって、子孫に残していく資産、地方自治体でもそういうものをたくさんつくりたいわけでしょう。そのような資産を建設するあるいは購入する場合に起債を認めるといふことについては、標準税率を下回る努力

もう一つ伺いますけれども、不交付団体に對しては、事業遂行のために必要とあらば起債を認めていますね。それとこの標準税率を下回った、仮に富裕団体としまししょう、富裕団体に認めないというところ、この矛盾はありませんか、どうでしょう。これは事業によつては不交付団体も認めたでししょう、東京、愛知、神奈川等については起債を認めていますね、事業の性質によつては。だからそれと同じように、標準税率を下回つておる自治体に對しても、事業の性格によつては起債を認めてもおつしやるようなそういう問題は何ら起きないというふうに思うんですが、どうでしょう。

○政府委員(花岡圭三君) 地方団体が起債を起しますのは、他の特別の法律がある場合を除きましては従前から全部建設地方債しか認めておられないところでございます。この地方債につきましては、もちろん富裕団体と言われるかもしれませんが、いわゆる不交付団体であれ、交付団体であれ、これは全然変わりなくそれぞれの必要に応じて起債の許可をいたしておるところでございます。いづれにいたしましても、発行した地方債の元利償還費は、最終的には地方団体の一般財源で償還することになるわけでございまして、起債の許可に当たりますては一般財源を確保する努力を十分に行っておりかどうかということが必要であらうかと思うわけでございまして、普通税の標準率以上というのはその目安であらうと考えておるところでございます。

○井上計君　ここで押し問答をいつまでもするつもりはありませんが、現実には地方自治体の中に、標準税率を下げられるんだ、しかし、下げたら負債を認めてくれぬから下げられないんだという自治体があるんですね。私は、その点かたくなに法律があるからだめです、下げたら絶対やっていけ

○政府委員(森清君) 標準税率と起債のことについては、ただいま財政局長がお答えしたとおりでございますが、考えなきやならぬことは、地方団体が一つの財政をやっておつて、それで非常に極端に高い税負担が強いられている、あるいは極端に不公平な税制がその団体で行われている。一方、建設公債的な地方債を出している。こういう財政状況のある地方団体が、地方債の発行を認めてもらいながら極端に高いあるいは不公平になった税制のひずみを直していく、これは私は財政運営として当然考えていけると思うんです。

標準税率というのは、先ほど審議官から御答弁をいたしましたとおり、どの地方団体でも通常の財政運営をしておれば大体この程度の税金は取るのが普通ですよ、また、国民の税負担の全体の公平からいっても、それで取るのがいいですよ、こういうものを法定しておる、これが標準税率なんものでございますから、その標準税率をさらに引き下げて減税をしようという地方団体がありとすれば、それは全体の財政運営からいえばまず起債などとはもうしなくてもいいような団体というふうに考えられるんじゃないか。地方団体自身にとつても、標準税率を下げるのを優先するか、あるいは起債をどうするか、どちらの優先度を財政運営として考えなきゃいかぬ。それが先ほど来局長も御答弁しましたように、現在の住民の負担と将来の住民の負担という問題にもかかってくる。こういうことからできておる制度でございますが、井上委員御指摘のこともありますので、なお我々も十二

分に勉強してみたいと思っております。

○井上計君 私もまだ十分な勉強が足りませんから、自治省のおっしゃることについて、この壁を破るまで十分資料を持っておりませんけれども、さらに勉強して、自治省のお考えを変えていただけるような、こういう論旨を少しまた勉強します。

そこで、やはり同じく地方税制の問題でありますけれども、地方税の増税が国民の税に対する一層の重圧感、負担感というふうなものが高まっておりますのは事実だと思ふんです。今回のこの地方財政計画を見ましても、地方税収入が二十四兆七千二百億円で、六十一年度見込みですね。これは前年度に比べますと六・九%増、事実上の増税になっておるわけですね。それから、このほかに地方譲与税を入れますと、これがやはり四千八百億程度になつておるわけですね。国の税収見込み四十兆五千六百億円でありますから、国の税収見込みの約六〇%強が地方税収入であるということですね。国の税収の見込みは対前年度比約五%増増でありますから、国税よりもやはり地方税の方が増税になつていくと、増税感が強いわけですね。

これをとやかく言いませんけれども、このようなことから地方税をできるだけ下げていく。これは国税の減税を我々各党強く要求しておりますが、あわせて国税の減税に伴って自動的に連動する地方税の減税ということだけなしに、地方税自体を積極的に下げていくことを考えていかなくちゃいかぬと思ふんです。六十一年度のGNPの見込みは約三百三十六兆七千億円でありますが、そうすると、このようなGNP三百三十六兆円に対して地方税、国税合算で約六十五兆円という税の負担があるということになつてくる。国民はこのほかにももちろん保険料、年金等との公的負担がありますから、確かに現在の負担率は高いという不公平が起ることは当然だと、こんな感じがするわけでありまして。

そこで、地方税をできるだけ下げる、地方の歳出をできるだけ引き下げるという努力をもっとし

てもらわなくちゃいかぬわけですが、その理由、その一つの方法として例の臨調が最終答申で検討すべきである、こう提言をしておりますけれども、国税と地方税の税徴収の一元化を考えるべきではないか、こう考えるんですが、自治省はどのような検討をしておられますか。

というのは、地方税の徴収義務者が非常に多くなつていますね。大変なコスト高になつておる、こう考えます。それからもう一つは、払う側から言うと所得税はいわば次年度すぐ来ます。ところが、地方税は一年おくれで来るわけですね。だから、もう大体去年の所得に対して税金は払つたといふんと思つておるのに、そこへまた翌年ばかりと地方税が来るものだからとてもこんな地方税は払えない、それが非常に余計に重圧感になつておる、こういうふうなことも原因になつておる、こう考えますけれども、これについては自治省はどのような検討を進めておられますか、お伺いをいたします。

○政府委員(渡辺功君) 徴収一元化につきまして御質問でございますが、地方団体が独立税としての地方税をみずから賦課し、徴収するということにこれは地方自治の一つの原点があると思つております。国税、地方税の徴収を一元化するということにつきましては、まず地方自治の本質から見てどう考えるかという問題がまずあると思つておる。しかし、同時に現実の問題として国税、地方税の徴収一元化の問題を仮にたいたいまも委員御指摘の点から考えますと、所得税、個人住民税の問題を念頭に置かれて御質問のようでございますが、そういう個人住民税の場合を例にとりますと、納税者の側から見れば徴収一元化という言葉であらわれているものがどの程度の簡素化になるかという問題は非常に問題があります。

現在、所得税は源泉徴収の制度をとつておりますから、会社の経理の係の方はそれぞれ税額を計算して徴収する。住民税はそれぞれ市町村が計算をいたしまして、計算したものをこれだけ取ってくださいという形でお願いをする、こういう仕掛

けになつてございます。そこで源泉徴収というところをそれぞれでございまして住民税についても始めるというところになりますという源泉徴収義務者の手間が大変なことになるということになります。同時に、地方団体に税額を帰属させるという作業が生ずると思ひます。そのためには基礎となる団体ごとの従業員についての明細をそれぞれの特別徴収義務者あるいは源泉徴収義務者になるかもわからませんが、そういうところから出してもらふということが必要になる。また、一元化ということになりますので、その徴収機関はどういうところが徴収機関になるかわかりませんが、徴収機関はそれぞれの市町村にこれを配るための作業が付け加されるということになりますという国民経済全体として一体どうなるかというような難しい問題がございまして。

ただいま、そういうような問題について考えたことがあるのかというお話でございますが、私も自身もそういうことについていろいろのことをあつてもうも考えてみたこともございまして、そういう難しい問題がたくさんございまして、そこで、それを非常に簡略化しようと思ひます。そこで、やはり住民税を所得税に一元化する、つまり、徴収の一元化ではなくて、そういう議論にだんだんなつていくようなふうに思ひます。そうなりますと、税金というものを通して要求とサービスあるいは権利と義務、そういうものの対応関係の中から、本当に地方自治というものをその礎の上に置いていくんだという地方税の独立の原則というふうなことをもう一回想起してよく考えないと、本当の意味の効率化から今度は外れていくんじゃないかというふうな問題もございまして。そういうふうな問題があるものですから私も私としてはその問題については慎重な態度で検討をしてきたところでございます。

しかし、委員も御指摘のように、賦課徴収あるいは納税の簡素化、これはもう大事なことでございまして。これは私もそのとおりだということにで国税当局ともいろいろ相談をいたしまして、納

税相談とかあるいは申告、受け付け等を一緒に行う、あるいは情報交換をするというふうなことで協力をして進めているところでございます。そういう意味におきまして実質的な面で地方税務行政の一層の効率化を図るよう努力をしてみたい、こういうふうな考えているところでございまして。

○井上計君 おっしゃることよくわかりました。もちろん難しい問題がいっぱいあると思ひますけれども、できる点とできない点と両方あるうと思ひますが、できるだけできる点については積極的な検討を進めていただいて、コストを安くするということはもう重要でありますから、さらに検討を続けていただきたい、こう思ひます。

それからもう一つは、これも大分前からいろいろ問題になつて論議され、あるいは全国知事会等でも賛否両論もあつたと、こう聞いておりますし、いろいろ問題もあることも承知しておりますけれども、例の法人事業税の外形課税については現在の自治省としてはどのような見解をお持ちであるのかをお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(渡辺功君) 事業税の外形課税につきましては委員御指摘のとおりでございます。地方団体から非常に強い要望がかねてからございまして、事業税の性格あるいは地方税源の安定確保という観点から考えますと、できるだけ早期にこれを導入するというのが適切であるというふうな考えられます。ただ、この問題は御指摘になりましたような意味で非常に重要な問題であります。またそれだけに関連する事柄が大きな問題でございまして、企業関係あるいは間接税等税制全般に関連するものでございまして、昭和五十八年の十一月の税制調査会の中期答申におきましても、「課税ベースの広い間接税との関連も考慮して、検討すべきである」というふうな言ひがされておるのにはその意味でございまして。今後、税制調査会におきまして税制の抜本的な見直しについての審議の状況を見きわめながら、なお検討してまいりたいというふうな考えているところでござい

ます。

○井上計君 外形課税についてはいろいろ問題のあることもこれまで私も聞いております。ただ、現在のような法人に対する事業税の課税のあり方が、一部といえますが、地域住民の大きな不満の的になっていることも確かですね。経済状況が非常に厳しい中でありまして赤字法人がほとんどふえていく。ところが、法人は赤字であっても依然として多くの従業員、社員を抱えておる、そのための学校あるいはその他のいろんな社会資本等々の施設を自治体は積極的にやっています。なかま、いかぬ、住民に対するサービス上当然必要である。ところが、そのような事業所からは事業税が文字どおり均等割しか入ってこない。こういうふうな矛盾、ある意味では不公平が大きくなっている地域については大変な不満があることは事実なんです。

どちらが正しいのかということはいくわかりませんけれども、当然これは税調の答申等々もありませんけれども、これは現実即ちした考え方ということで自治省としてもさらに積極的な検討を進めていただく必要があるであろう、こう思いますから、提言をして、さらに検討を続けられるように要望をしておきます。

それから次に、やはり地方税制の問題でありますけれども、青色申告を行っている人に対する事業税にみなし法人課税を認めるべきであると、この私は考えるわけでありまして、現在この事業税についてはみなし法人課税が認められていない。しかし、これは税の性格からいって現在住民税に認められておるわけでありまして、事業税に認めないというのはいささか一貫性を欠くではないか、こんなふうな、これはもう早くから、随分前から全国青色申告会を通じての要望が各方面に出されておるわけでありまして、依然としてこれは実現をしないということでありまして、これについてはどのようなお考えでおりますか、お伺いたします。

○政府委員(矢野浩一郎君) 事業税につきま

て、いわゆるみなし法人課税を適用すべきではないかと、こういうお尋ねでございます。

事業税、申し上げるまでもないところでございますけれども、地方団体と当該事業の受益関係に着目をして、事業の規模に応じまして地方団体の行政経費の負担を求める、こういう性格のものでいわゆる物税と称せられるものでございまして。そういう意味では人税、人的な総合能力に着目をして課税をする所得税や住民税のような人税と基本的に性格を異にするわけでございまして、そういう観点から所得税や住民税において認めておりますみなし法人課税制度につきましても、政府税制調査会の御答申にございまして、事業税には基本的になじまない、こういうことで事業税にはこの制度を適用していいいところとでございます。

青色申告者に対してみなし法人課税が住民税は認められるわけでございまして、事業税につきましてもこのような制度を仮に入れる、こういうことになりまして、一つは白色申告者との不均衡もございまして、それから、事業所得というものを課税の標準にするわけでございまして、みなし法人課税を適用いたしますと、住民税の場合にはみなし法人課税を適用いたしましてその給与、いわば

何といいますが、社長としての給与相当部分は課税をされるわけでございまして、事業税になりますと、それが全部課税対象から外れてしまうというふうな問題がございまして。したがって、事業税においては、現在、一律の事業主控除を行う、現行制度で二百四十万円でございますが、こういう制度をとってあるところとございまして、これによりまして比較的零細な個人事業者の税負担の軽減を図っておるところとございまして。そういう観点から、事業税にみなし法人課税を導入するという考え方は私どもとしては持っていないところでございます。

○井上計君 現在のお考えはわかりました。ただ、同族会社の社長報酬は全額損金算入が認められておるわけでありまして、したがって、現在の個

人の事業主の控除二百四十万円とのバランスは全く違うわけですね。

それからもう一つ、これは今後の問題であります。今検討されておる大法人と小法人の問題、これがどの辺で小法人というふうな限界ができるのか、いろいろ問題がまだ煮詰まっていますけれども、戦後いわゆるシャウプ税制によってその辺の町中の商店等々まで法人成りをしたわけですね。そこに個人と法人とのいろんな意味、特に税制の面でのアンバランスが生じ、いろんな格差が起きて非常に問題になってきたわけです。

今後は逆に、いわば同族の小法人が個人企業に変わっていく傾向になると思うんです。そうなると、改めてこの問題を検討し直さなくてはいかぬ時期が来るんじゃないかなと、こんな感じがするんです。将来の問題であります。だから、今、局長は全く色気のないような、もう少し何かいろいろ御答弁がいただけるかなと思っております。大臣が来られたから、何かきこったと答弁をしないかやというふうな思われたい。どうも思うんですけれども、これはもちろんきこった問題というより、今後の問題として新しく総合的に御検討をいただくように要望をしておきます。

以上で、みなし法人課税の問題についてはお話をしますが、多くの人がこれについては長年要望しておる、また要望するだけの根拠がある、こう考えますので、ぜひお考えを、御検討いただきたい、こう思います。

大臣、お疲れでありましてから、特に大臣から御答弁いただく予定はしていませんが、政府委員から御答弁をいただきますから、時に大臣のまた御見解をお伺いすることがありますからお聞きいただく程度で結構であります。

次に、地方単独事業についてお伺いしたいと思っておりますが、例の経構研の内需拡大策の一つとして、地方債の活用により地方単独事業を拡大して社会資本の整備を図る、このように提言をされておるわけでありまして、現在地方単独事業

拡大の余地があるのかどうか、自治省はどのようにお考えでありますか。

○政府委員(花岡圭三君) 昭和六十一年度の地方財政計画の上で、内需拡大の観点を踏まえまして地方単独事業につきましても前年度に比しまして三・七％増の事業費を計上いたしておるところでございます。また、この経構研の提言につきましても各地方団体が地域の実情において積極的かつ効果的な事業実施を行い得るよう指導いたしておるという状況でございます。ただ、この経構研の報告そのものをみますと、地方債を活用して地方単独事業を積極的にやれということとございまして、現在、計画に組んでおりますのは何も全額地方債ということではございません。

この提案というものが地方債だけを活用してやれということであるのかどうか、そこははっきりいたしませんけれども、もしそういうことである場合には、一体、地方債だけでこの地方単独事業が伸ばし得るかということになりますと、そういった各個々の地方団体のいわゆる置かれていた状況、どれだけの内需拡大を実施しなければならぬかということ、あるいは経済の活性化をしなければならぬか。と同時に、その地方団体の公債償還比率がどのようになっているか、将来の公債償還費がどうなっていくかというふうなことも十分考慮されなければならぬわけでございまして、現在、私どももいたしましては、先ほど申し上げましたように、地方財政計画に掲げております単独事業を十分に効果的に実施していただきたいというところをお願いいたしておるところでございます。

○井上計君 はい、わかりました。ところで、その地方単独事業は地方財政計画上の事業量と決算額との間では相当な乖離があります。いたいたした資料を見ますと、この約十年の間に毎年かなりの乖離がある、こういうふうな数字が出ております。特に給与関係経費は事業とは逆に決算額が大きく上回っておるということで、事業量については、決算額は全部毎年マイナ

スである、給与関係の経費は毎年大幅なプラスであるという資料をいただいておりますけれども、この原因は何だとお考えでしょうか。

○政府委員(花岡圭三君) 地方財政計画と申しますものは、地方団体の標準的な財政収支を理論値に基づいて算定するものでございます。また、地方財政計画は現実の地方財政の姿を追認するものではなくて、地方財政のあるべき姿を織り込んで作成するということになっております。このようなことから地方財政計画と現実の地方財政の運営の結果であります決算との間にはある程度の乖離が生ずることは避けられないわけでござい

ます。ただ、御指摘のように、この地方単独事業の実施量が非常に少ないという結果が出ておる。これは一つには決算処理上、補助事業と単独事業との間に入り込みがあるということがございします。それから大きな理由といたしまして東京都とか大阪府とかあるいはその他の大都市、こういった歳入中に占める税収のウェートの高い団体におきまして、五十年代前半において税収の停滞によりまして事業量が大幅に抑制されたということございまして、それがなかなかもとへ戻らなかったというふうなこともその原因となっておるわけでございします。また、失業対策事業として行われております単独事業もあるというふうなことも分析しますと出てまいるわけでございします。

一方、給与関係につきましては、御承知のように、いわゆる給与水準が国家公務員を上回っているものがかなりございします。あるいは退職手当と実績との差がある。また職員数の差がある。職員数の差の中には、例えば義務教育の単独の措置分の職員数等も実態地方団体が置いているものもございします。いろいろな要素の人員があるわけでございします。そのようなことから、単独事業につきましては決算の方が少ない、給与関係については決算の方が上回っている、このような結果が出ておるわけでございします。

○井上計君 計画と決算とが違ってくるというこ

とについてはある程度はやむを得ないと思っておりますけれども、給与関係経費については過去十年間年増加率が、要するにマイナス率が年々高くなっているというところであります。ある程度はやむを得ないとは思いますが、これらについても自治省としては地方自治体に対する指導をもっと厳格にされるべきであらう、このように考えますので、これはそのようなことを提言しておきます。

次に、地方自治体の行うそれぞれの事業等についての補正の問題であります。特に東京サミットにおいては円高対策が失敗したと、これはいろんな見方がありますけれども、現状ではもう完全に失敗したと、そのためにさらに一層急激な円高に入った、こういうふうな見方が圧倒的にあるわけでありまして、私もそういう感じがいたします。特にきのうあたりついに百五十九円台に突入をいたしました。もう既にけさあたりの新聞によりまして、専門家が百五十円程度は必至だというふうなことを言っておる人もありまして、各輸出産地においては倒産が相次いでおりますし、悲鳴を上げておる業者が非常に多くなってきたわけであります。これについては国の政策だけじゃ十分でないという面もあります。また、国が幾ら政策を立てても、実際には各自自治体それぞれについてのフォローをしていかなければ、このような大変な問題についての対応策はなかなかできないであらう、こう思います。

そこで、私は国が積極的に地方のそういうふうなことについて支援対策を考えていかなくちやいけなないと思っております。前回の円高、五十一年から五十二年にかけて景気対策あるいは補正予算のたに補正予算債を発行しておるわけであります。が、具体的にはどういう内容であったのか、それらについてお聞かせをいただきたいと思っております。

○政府委員(花岡圭三君) 昭和五十一年度の国の補正予算におきまして、不況対策として公共事業の追加が行われました。この追加された事業に係る地方負担額につきましては、当初の地方財政計画におきまして財源措置がなされていないというところとございします。これを賄うために発行することとされたのがいわゆる補正予算債でございます。補正予算債はその後五十一年度から五十三年度までの各年度におきましても国の補正予算における公共事業の追加に際しまして発行されておるというところでございまして、この公共事業の裏負担分につきましては起債を認めておるものでございします。その規模は五十一年度で千三百八十八億円、五十一年度では七百八十五億円、五十二年二千四百十六億円、五十三年度千四百二十三億円となっております。

補助金の特別委員会でもお聞きいただいておりますが、私が医療費は今後ますます増高するであろう、むだな医療費の節減を実行するために健康保険の問題について厚生省に對しまして提言をしたわけですが。現在は政府管掌の健康保険がありますけれども、この健康保険については組合は業種別の組合しか認められていないわけでありまして、これを地域に健康保険組合をつくって、経営努力を行うことによって節減が十分可能である。私自身が関係している全国印刷健康保険組合の経営努力、この数字と政管とを対比した資料をお配りをして、厚生大臣に、さらに行革担当の江崎総務庁長官に、あるいは総理大臣にも提言をいたしました。

非常に貴重な資料として評価を受けてまして、これは昨年の九月から私決算委員会でも厚生省にも提言しておいた関係もあつたわけですが、積極的な具体的な方法を今検討しておるということであるわけでありまして、私はその提言のときに、将来、国保についても考えるべきだということを言ったわけでありまして、厚生省ともその後いろいろと話し合いをいたしました。健保と違つて国保については地域の組合を認めることについて非常に問題点がある。これはよくわかつております。だからといってこのまま放置しておくと、今後ますます医療費が増大をして、国保に対する国の補助金、あるいは地方自治体の分担金、これがもつともつとふえていくことはもう間違いない、こう考えるのです。

○井上計君 これはぜひ具体的に当然検討がされるべきだと、このように思うわけであります。これは、最後の質問というより提言にいたしますけれども、大臣はこの前の予算委員会あるいは補正が行われまして公共事業が追加されるということになりますれば、現在の段階で今後地方税収の見通し等もはつきりわかりませんけれども、現段階で見える限り全額起債財源とせざるを得ないのではないかとこのように考えております。

現在、国保の状況がどうなつておるかというこ

一つは市町村単位という膨大な保険組合であるからどうしてもむだがある、あるいは目が届かないところがある、こう思うんです。これが一つ。東京都は区が分かれていますが、地方の都市で何しろ二百万人、百万人というふうな大國保組合にそんな目が届きません。それからもう一つは、地方の國保組合が、中にベテランもおられますが、大体二年か三年ぐらいでかわる。要するに、市だとか何かの一般職員でしょう。だから腰かけが多いです。本当に國保の問題について専念

するといふ方はまあ少ないですね。そのときそのときの事なれ主義というものが非常に多いですから、そういうふうな面でも随分とむだがあるんじゃないか。

そのむだをなくして、さらに適切な、的確な医療行政、国保運営をしていくためにどうするかというところをこの際根本的に見直す時期に来ておる、こういうことで提言をしておるわけですから、最初から、頭から問題があつて難しい、なかなかできない、やつた場合には今度は裕福な人ばかり、保険料の高い人ばかりが組合をつくつて、かすばかり残つてます。地方自治体の国保組合が赤字になるといふふうなことでなしに、最終的に無所得者だとか、そういう人たちに對するものはどうするかというの、これは保険というよりも社会保障で考えるべきなんです。そういうふうなことを根本的に検討すべき時期に来ておる、このように思います。

委員の中には、地方の知事等をおやりになった大先輩がおられますから、どういふふうな御考えを持っておられるか知りませんが、私は第三者から見て、健康保険の問題から見て、国保問題こそもっと運営を改善して、そうして一般国民の健康保持、医療を進めていかなくちゃいかぬ、この効果のある施策を進めていかなくちゃいかぬ、こう考へて、あえてきょうは問題の提起という程度であります。今後私もさらに勉強して、もっと具体的に地域組合をつくることについてのメリッ

トあるいは地域組合をつくつた場合のデメリット、それについての解決策をどうするかということについて検討したいと思ひます。自治省もぜひひとつこれを御検討いただきたい、本格的に取り組んでいただきたい、こう考へますが、この問題について大臣、どう考へておられますか、お伺ひして、私の質問を終わります。

○国務大臣(小沢一郎君) 医療制度の問題等につきまして、私は不勉強で余りその仕組み等について詳しくはわかりませんが、先生の先般の委員会の質疑をお聞きいたしておりまして、また

今日、日本の社会がますます高齢化社会に移行していくわけでありまして、その意味において医療制度は非常に大きな問題であるとも考へております。したがって、ただ単に既存の仕組み、制度を守つていくということだけではなくして、先生の御指摘のような観点、あるいはいろいろな観点からこの医療制度というものはとらえて考へていかなければならないというふうに個人的には考へておるところでございます。今後、今の先生のお考えも念頭に置きまして、また勉強させていただきます。

○上野雄文君 私からは、今山形県の寒河江という市で起こつてゐる生々しい問題について、地方自治法の財政法だのいろいろ教へられたんですけれども、

私が教へられたのと随分違つたり方が行われてゐるものでありますから、私の不勉強の点もたくさんあるんだらうと思ひますけれども、権威ある考へを自治省の皆さんから教へていただきたいということと、ちょっと御質問申し上げたいと思ひます。

最初、簡単な状況を申し上げますと、寒河江では、世の中挙げて臨調行車だから我が市でもやらなさいいけないという、そういう気持ちになつたようですね。それで、行政改革審議会みたいなものをつくりまして、去年の十一月に答申がなされたようであります。七項目出たそうでありまして、けれども、その中の一つに学校給食業務について民間委託しろというのがあつたので、これをやろうというようにかたい決意をしたやうなんです。

日程表をずっと見せていただきますと、ことしに入つてから、二月の二十四日に教育委員会を開いて、そこでその方針を説明して、民間委託やりましょうということを決めて、教育長一任を取りつけたんですね。それから、準備に入つてつたやうであります。その間、もちろん民間委託をする学校であるとか、その学校を取り巻いてゐる結社の地域の皆さんの御了解をもらわなければならない

かなかできませんから、そういうやうな手も打つてきたやうであります。二月の下旬、二十七日になつてから当該学校の校長さんに申し渡しを、あなとのところの学校の給食を民間委託にするからということをやつたやうです。

一方、いろいろ条例案件やら予算の問題が絡みますから、市の議会が三月の二日から三月の二十二日ごろまで開かれたやうでありますけれども、そういう方針が決められておるながら、その議会には予算もそれから条例の案件なども一切提案されずに、民間委託に関しては、当初予算の中でも、それから条例の問題でも全く触れられずにそのまま流れていった。ただ、一つあつたのが、学校給食を民間委託にするわけですから当然いろんな議論があります。そこで、賛成、反対の運動などもあつたりしまして、その地域では約三千名の有権者がいるやうであります。そのうち二千名近い人たちの署名を持つて議会に請願をしてゐる。その請願をめぐつて、最終日に採択するか不採択とするかという議論をやつて、不採択と決めたやうであります。ただ、その一件だけが議会で議論をされただけでつと流れていったわけなんです。

新年度がスタートをしまして、四月一日に突如、市の行政財産である学校の給食施設を民間業者に貸しますから、条例改正をして、貸して使用料を取るというやうに直さなさいいけないというんで、四月一日にほんと条例の改正の専決処分をやつたんですね。そして予算上は全く計上されてないものを、四月の七日から給食を開始するた

めに、前の日の日曜日の六日に競争入札をやつて、急いで契約をして、総額六百七十七万円の契約で業者と契約が成り立つたわけですね。これも予算を決めてないわけですから、予備費から出すという話になつたんですね。そういう一連の経過なんです。

そこで最初の、自治法の二百十条を読みますと、総計予算主義というんですか、全部見込めるものはみんな見込んで予算に組みなさい、こういう

う条文になつてゐるんですね。

〔理事松浦功君退席、委員長着席〕

問題は、もう去年の十一月からそのことが議論をされ、三月の議会前にそういう方針を決めて、ほぼそれなりの準備に入つてゐるのに、条例改正の提案もしない、そればかりか予算も組まないという、こういうやり方というのはこの二百十条違反なんじゃないかなと、こう思ひます。しかし、この規定の仕方からいって、これは我々訓示規定というふうに理解をした方がいいのか、決めた基本方針というのとは一体どういふんだらうと、そこをどうお聞きいただきたいと思います、まずこう思ひます。

○政府委員(大林勝臣君) お話を伺つておりますと、学校給食問題が議論をされながら予算に計上されてない、新年度になつて急遽条例の専決処分なりあるいは契約行為が行われたと、予備費を使つて行われたというやうなことが伺ひました。

御案内のように、自治法で総計予算主義というものを決めておられますのは、その地方団体の一會計年度の一切の収入、支出を予算に計上して十分に議論をしながら適正に執行するという趣旨から決められておるものであります。おおよそ予算編成時におきまして予見される経費あるいは積算可能な経費というものは最初から予算に計上するというのが原理原則であります。また予備費につきましては、おおよそ予算計上時におきましては不明確な見込みであつたもの、あるいはその後の事情によつて臨時急激に必要ができたというやうなものについて予備費の規定をいたしておるわけでありまして、そういったお話のやうな予算の計上の仕方については、どうしてそういう話になつたのかなど私もまことに不審に思ひます。ありまして、お話からお伺ひする限り感心できる話ではないなという感じを持っております。

○上野雄文君 そうだと思ひます。それからも一つ、条例の専決処分そのものの性格についても教へてもらいたいと思ひます。が、何でもかんでも専決処分できるといふ話じゃ

ないといふ方は理解しておるんです。本来、議会の議決を経なければならぬ案件について、客観的に見るべきは、議決を招集するに過ぎない、あるいは災害や何か突発的な事故があつて、これはもう早急にやらねばならぬといふようなこと以外の場合で、今度のようない行政財産を業者に貸すについて、そのことを四月一日付でばかるとやるというのとは何ともしも理解しかねるやうな方なんです、こういうような専決処分といふのは、法律でこんなことは予想してゐなかつたのではないかなと思ふんですが、その辺についての見解はいかがでしょう。

○政府委員(大林勝臣君) 専決処分といふのも、議決が開かれていない場合、急に必要な処分をする場合に議決を経ずして専決処分をして後で了解を得る、こういう仕組みでありますので、三月議決が開かれて、その間に条例を当然に準備しておかなければならぬものだといふにもかかわらず、うっかりしておつたといふことであればまことに格好の悪い話だろと思ひます。

○上野雄文君 私は、地方自治法は自治体の一つの憲法だと思つてゐるんですよ。その中で二百十條の問題もそうでありまされども、これは別に罰則があるわけではなし、例えば、専決処分をやつたものについて後から議決がその専決処分は認めないといふ結論を出してもその専決処分そのものは有効だ、こういう行政実例も出ておりますね。だから、自治体の場合に首長がこういう横暴なことを仮にやられても、後から直すなんといふことはできないような仕組みになつてゐるんですよ。でも、やはりあるべき姿としてはこういうことはやるべきではないし、避けるようなことで、その気持ちで自治体の執行の責任者の間になければこれは自治体のいわゆる長としての資格が問われるような問題ではないかなと、こう思ふんです。その辺の見解はいかがでしょう。

○政府委員(大林勝臣君) 地方行政何事でございますにかかわらず、やはり一つの仕事をやりましますためにはいろんな論議があるわけでありまして、

それを解決するためにはいろんな関係方面の理解なり、的確な準備をして行ふのが本来でありまします。余り性急にやりますと後にしこりも残るといふことでもございまして、お話しのようなことで混乱をしておるとすれば私も大変残念に思ひます。一度県にも事情を聞いてみたいと思ひますけれども、お話の限りにおきましては私も余り感心する話ではないといふような感じを持つております。

○上野雄文君 さつき、局長から予備費の問題について言及されましたけれども、私も前に触れたからお答えになつていただいたと思ふんですが、又予算超過の支出に充てるため「予備費を計上しなければならぬ」といふふうになつてゐます。さらに「予備費は、議会の否決した費途に充てることができない」、これでいつてみて普通予備費の場合、これまた専決処分の問題と同じやうに、突発的なものや何かだつたらもうそれに充てるためにといふことになるかもしれないけれども、ずっと前からやうといふ計画してゐたものについて新年度が始まつて七日目にさういふことを決めるといふのはこれも感心しない部類に入るんじゃないかと思ふんですが、どうもこんなことが平気で行われるという感覚は私にはもうどうしても理解できなかったんです。これは私が申し上げたように、感心しないといふよりもそんなことはすべきでないといふことに入らと思ふんですが、いかがでしょう。

○政府委員(大林勝臣君) 現地の事情を私どももきよ初めにお伺ひしておりますのはつきりしたことを申し上げかねるわけでありまして、少なくとも今おっしゃるような予備費の使い方は通常正常な使い方といふことではないであらうと思ひます。

○上野雄文君 現にこんなことがあるわけですよ。当日、きのうのことですけれども、山形県の地方課長さんにおいでをいただいたいろいろな質疑をやつたんですよ。私からこの問題について

いろいろ尋ねましたら、違法な措置でありませぬので私ども何とも言うことができませんと、こういう御返事なんです。違法であるか違法でないかという論争になつてくると、現に行われてゐる案件であるだけにこれは大変な、もし違法だなんといふことになつてしまつたら大変なことになるといふふうに思ひますから私も詰めはしませんでしたが、けれども、こういうやうな方が仮に山形県下の市町村で行われることが平常のようになったら一体どうするんですか。

違法ではないといふことはあるいは言えるかも知れませんが、どうも少なくとも正常ではないこのやり方について、私に言わせればベテンにかけようやうなやり方ですよ、議会や何か。仮に学校給食を民間委託にするにしても反対があるなといふのはこれは当然予想できることですよ。そんなことがあるからこうするんだんといふことになつたら大変なことだと思ふだけども、議決が開かれておつたところに提案もしないでおつて、予想もしてゐなかつた、言ひなれば議会の議員さんでも予想もしてゐなかつたものがばかつと専決処分され、請負契約が行われるといふやうなことが全般的に行われるなんといふことになつたらこれは大変なことだと私は思つてゐるんですよ。けれども、自治省とすれば正常でないやり方で、私の話していることが事実ならばこれはとんでもない部類に入りますよといふ、さういふ理解でよろしうございませぬ。

○政府委員(大林勝臣君) それぞれの事情を背景にして、よく違法ではないがといふやうな日本語を役所が使ひますけれども、それは半分少しかしいないといふやうな話にもなるわけでありまして、お話を伺ひながら、一体、山形県でどう指導し、対応しておるのか、一度よく聞いてみたいと思ひております。

○上野雄文君 それから、私は学校まで行つてみたんですよ。それを見てきたんですよ。けれども、去年から地方行革といふことで全体的に地方行革を進めていこうといふ指導をされてゐるわけですよ。

が、今私が申し上げたやうなやり方でやつてもいいんだといふ指導を自治省はされてゐるわけじゃないでしようね。いかがでしょう。

○政府委員(大林勝臣君) そういふことはございませぬし、恐らく県としてもさういふ指導をしておるとは私も思つておりませぬ。

○上野雄文君 そうあつてほしいと思ひます。地方行革ですから、さう手とり足とり自治省が物を言ふといふのも変でしようし、自治体が自主的にやることに意味があるはずですよ、また、ずっと去年から地方行革の問題をめぐつて我々いろいろ意見を申し上げてきたんで、余りいいかげんなやり方をしないやうな注意だけはしていただきたい、こう思ふんです。

そこでもう一つ、私がついたのは、学校給食費の扱いといふのは一体どういふ扱いになるんでしょうか。予算の中に入つてゐないわけですね。ところが、学校では集めて学校の先生に経理をさせ、そして給食に必要な物資の購入についての契約なんかも学校の校長さんがやつていたりするんですね。そして、学校の先生が経理をやつて、業者への支払いなどもやるというやり方なんです。が、通常の自治体のお金の扱いの仕組みから見ると、どうも私なんかちよつと理解に苦しむやうなやり方なんです。ただ、学校ですから、校友会費であるとか、あるいは旅行の積立金であるとか、さういふものの扱いは我々も経験をし、自分の子供のころもさうであつたらうと思ひますし、私の子供たちのものもさうだつたらうと思ふんですよ。

ただ学校給食となると、給食調理員の皆さんは今のところ大部分が自治体の職員がやつておるわけでありまして、それから、施設も自治体の施設になつておるといふ状態の中で、材料費だけを別途の会計でやつてゐるというのはちよつと何かその存在が変だといふ感じを持つてゐるんですよけれども、学校給食費、父兄から出してもらつたお金の扱いについて、自治省としてどうあるべきだといふやうな議論をされたことがありませんか。

○政府委員(大林勝臣君) 特にその問題を取り上

げて議論をしたという記憶はございませんけれども、一般的な通常の経理の仕方としては、学校給食というものは地方団体の責任で一つのサービスタとして行うものだということでありまして、その経費は地方団体が支出をし、その一部の負担については地方団体が負担金としてこれを受け入れて、予算に計上して支出をするというのが本来のやり方であろうと私も思っております。

○上野雄文君 そうなると、これ全国的な問題ですから、私もすぐそうしてぐれなんて言ったら今度はどこからか文句を言ってくるので、今、局長が見て、これはちょっとおかしいなと、今、局長が答弁されたような格好で予算に盛り込んで、それなりに納入の手続がとられて、そして市町村の仕事として業者との契約の中で流れていくというものでないかと、こう思うんです。

ところが、私も学校給食の民間委託という問題にぶつかって、その辺のことは、文部省が「学校給食業務の運営の合理化について」というんで、去年の一月二十一日に通知を出しているんです。通知を出していますが、その辺のところは明確でありませんから、実際問題としては非常に困った問題が出てくる。じゃ、今度の寒河江の民間委託の契約は一体どうなんだろうと言ったら、人件費だけを、それからその学校の持っている什器、備品、設備の貸与の関係だけで、あとの材料費の購入、契約の状況なんというのは今までもおりなんです。そして、今度新たに配置された従業員に聞いてみると、今までの臨時職員時代よりも給料はぐっといいし、身分も安定したし、大したものですと、こう言うんです。

そうすると、学校給食というのは民間委託にして一体何のメリットがあるのかなというのが私には実はわからなくなってしまうので、その辺のお金の取り方の問題から整理をした話になっていないとなかなか難しい問題ではないかなということを感じたものですから、その辺について、こ

れは局長御存じの上で答弁されたんでしようから、今後研究されて、給食費のあり方の問題についてそれなりのきちんとした方向を出していただいた方がいいんじゃないかと、こう思うんで、その点を申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

最後に、大臣、こういう行革というもののについて、私はうそを言っているつもりはないんですけど、お話をとおりであるならばという前提がついての局長答弁なんですけれども、こういう自治体が現にあるということについてどういうふうにお感じになりましたか。ちょっと所感を述べてもらいたい。

○国務大臣(小沢一郎君) 本来、こうあるべきであるという姿と現実にあるという実態とが乖離、遊離しているケースがあるわけでございまして、寒河江の場合は具体的にどういふ事情があったかわかりませんが、先ほど局長が答弁したとおりでございます。本来その地方自治、そして地方のそれぞれが認められておるその仕組みの本来の目的に従って、少なくとも為政者たる者はきちんとやってくべきである、そのように考えておるわけでございしますが、私ども国政にある者も含めまして、今後そのような問題点につきましても十分みずから律しながら各地方に対して指導していかなければならない、そのように考えております。

○佐藤三吾君 きょうは交付税の締めくりですから一応予定しておったんですが、見ると財政局長も風邪ぎみのようですから、そこら辺も配慮して、同時に、火急な問題が起こったものでございまして、この問題についてひとつ大臣にも、随分走り回ってお願ひしておるわけですが、この問題で二、三絞って質問をしたいと思っております。

それは、衆議院の定数は正の問題です。この問題が三月八日に五月八日に議長裁定が出されたわけですが、これから衆議院の公選特の審議に移ろうとしております。自治省はこの問題について、担当省としてどの程度関与してきたのか、ま

ずそこら辺を開きたいと思っております。

○政府委員(小笠原臣也君) 衆議院の定数は正の問題は、本来立法府の構成に係る基本的な問題でございまして、その性質上各党間でまず協議をしていただくことが一番重要ではないかという立場をとっておるわけでございまして。とりわけ、当面の定数は正問題は、さきの臨時国会におきまして議長見解が出され、また、衆議院の本会議で決議がなされまして、それを受けて立法府の責任として各党間で話し合いを進めていくということになったわけでございまして。いろいろな各段階における与野党間の協議が積み重ねられて、先ほど御指摘のありましたように、去る五月八日に議長調停というところまでこぎつけたわけでござい

ます。

そういうことでございまして、私どももいたしましては、そのいろいろな各党の話し合いの過程の中において、資料提供を求められた場合におきましては必要な資料の提供もいたしてまいりましたし、説明を求められた場合には説明もいたし、また考え方を述べてまいって、できるだけ速やかに、円滑にこの定数は正が実現するように自治省として協力をしてまいりましたつもりでござい

ます。

○佐藤三吾君 私は、八日のこの委員会の中でも大臣に申し上げたように、選ばれた者が選ばれた選挙区を決めるという論理は、基本的に間違っている、私は思うんです。や、やはり選出者の権利なんですから。そういう意味で、逆さまじやないかということが一つ。

それから、同時にまた、自治省は公選法の担当省ですから、責任を持ってきちっと問題提起をして、間違いない決定をするような環境をつくっていく、この努力は私は必要ではないかと思っております。そういう意味で先日それを申し上げたんですが、議長裁定は、最高裁判決のいわゆる三分の一以内、それから五百十一の現定数内、二人区についてはできるだけつくらない、こういう昨年の議長見解を出して、そうしてその結果、ふたをあ

けてみたところが一名増で五百十二になったでしょう。それから二人区も生まれる。暫定とはいえ、昨年の議長見解そのものがもう破れてしまった、こういうことになっておるわけなんです。担当大臣として、この点についてどういふ見解を持っておられるでしょうか。

○国務大臣(小沢一郎君) 昨年の議長見解につきましては、先生御指摘のように、一対三以内の是正とする、五百十一名の総定数はふやさない、小選挙区制はとらない、また選挙制度等については従来からの各党の経過を踏まえて議論をする。そういうことで各党が首が揃ってそれを了解したわけでありまして、与野党間の現実の問題としては二人区をどうするかということが最大のあの焦点になったと思っております。自民党の方では二人区以上は大選挙区である、野党各党は二人区は小選挙区制に極めて近いというふうな、大まかに言えば感じの中で議論が最後まで合わなくてあのようになつたと思っております。

今回、また議長の調停が出たわけでございまして、五百十一名の総定数が結果として一名ふえることになったわけでございまして、いわゆる選挙法は、各政党、各議員個人の政治活動の基盤に関することでありまして、各党、各人のいろいろな利害を調整し、その結果、議長見解というものが出されたものであらうと思っております。その点につきましましては各党、議長さんの大変な御苦勞の存するところであらうと思っております。今回は暫定的な形で、いずれば本格的な是正を図るということも同時に示されておりました。その意味におきましては、各党、そして議長さんの御苦勞に対して敬意を表するわけでございまして。

いずれ、その調停に基づく具体的な案につきましましては、これからまた、定数協になるのか、あるいは公選特になるのかわかりませんが、その中で具体的な立法作業というものが行われるものであるというふうな考えをしておりますが、現状の暫定的な違憲状態を脱するとしての調停案といったしましては、ぎりぎりの各党の努力と議長長の調停

がなされたものではないかと考えております。
○佐藤三吾君 ぎりぎりの調停案とおっしゃいます、そこで聞きます。

公選法十三条のいわゆる選挙区の単位というのはこれは本文になってますね。ただし書きの二、三項については、これは市町村合併の特例であって今回の場合に当てはまるものではない。どうですか、そういう意味では。

○政府委員(小笠原臣也君) お答えを申し上げます。

ただいま御指摘がありましたように、公職選挙法十三条は衆議院の選挙区の方について規定をしておるわけでございまして、具体的には別表第一及びその後の定数は正、三十九年、五十年に係るものにつきましては附則の表の方で定めておるわけでございまして、いずれも基本的に郡市の区域を単位として決めることとされておりますし、現実にもそういうふうに規定をされておるわけでございまして。

○佐藤三吾君 ところが、今度の裁定の中で区割り変更が三県ございまして、愛媛、和歌山、大分、愛媛、和歌山の場合には郡市単位になっております。ところが、大分一区では大分郡四町のうち挾間町のみの二区に編入する、こういうゲリマンドーがあるわけですね。これは私は現行公選法からいえば当然違反になる、反する、あり得ない。これはどうですか。このような例が市町村合併という問題を抜きに今までございしたか。

○政府委員(小笠原臣也君) 議長調停の中で、愛媛三区、それから和歌山二区及び大分二区につきまして境界変更により調整をするというところはございまして、具体的にいかなる郡市の境界変更になるのかという点については各党間の話し合いでお進めになる事項でございまして、私どもが行政の立場で確定的にお答えする問題ではないと思っておりますが、先ほど申し上げましたように、各党間の一連の話し合いの中で、大分二区を初めとしていろいろな境界変更の考え方が示されておるわけでございします。仮に、今御指摘

のように、郡の中の郡を構成する一町だけを取り出して一區から二區へ移すというようなことがあるといたすならば、それは先ほど申し上げましたように、公職選挙法の衆議院議員の選挙区割りの原則から見ますと、特例的な扱いということになるかと考えております。

○佐藤三吾君 私が挾間町出身だから言うんじゃないですが、こういう現行法にないものをそここうするんだという論理で今回つくろうという、こういうようなことは私はやっぱりあつてはならない。特に行政単位として郡というものは大体今定着しておるというか、郡の中でどうするということまで起こつておる。例えば広域圏、広域行政、この場合でもそうですが、何といつても大分郡が、中心が挾間ですから。ですから、そこに消防も広域消防がある、郡全体ですね。清掃もある。さらに、今度は農協合併が今進められておる、これも郡単位で一本にしよう。

こういう単位をぶち壊して二区に編入する、一町だけ、中心を抜き取つて。こういうやり方が果たして良識の府である立法院として、良識のある議長規定と言えぬのか。これは私は、立法院だからといって、男を女に変えろとか女を男に変えろ以外のことは何でもできるんだ、こういう論理が僕はその中に潜しておると思うんだ、思ひ上がつてきますよ。その地方行政に責任を持つ自治大臣として、一体これにどう対応しようとするのか。責任を持たされるのは自治大臣ですよ、地方行政に混乱が起る原因を一体どうするのか、大臣、この点いかがですか。

○国務大臣(小沢一郎君) 大分、愛媛、和歌山等については、議長見解では線引きをし直して二区を解消するという事になっております。しかし、その中身につきましては、これから各党あるいは公選法等で立法作業が行われるものと思ひます。仮に大分の場合、一つの町村だけを抜き出して、あるいはほかの場合でも同じでございします、現行公

選法の原則は、今選挙部長からもお話ししたように、郡市単位に選挙区割りを行う。この郡という概念は、先生御指摘のように、長い年月の中において一つの地域社会としていろいろ人的、経済的、物的等々のつながりの中に形成されてきておる、そういうような背景があるのだと思ひますが、いずれにしても、郡市単位で行うという現行公選法の原則上からは好ましくないものと私は考えております。

しかし、この選挙法は各政党の基盤にかかわるものでありまして、前国会から議長あるいは各政党間の議論の中で積み重ねられてきたものでございまして、最終的に立法院の、国権の最高機関たる良識の府たる立法院においてどう判断されていくかという事は、これは立法院自身自身の判断にかかわる問題でございまして、私自身といたしましては、この点につきましては、ただいま申し上げましたように、公選法の原則上からは好ましくない、そのように考えておられますし、この公式の委員会でもそのようにお答えをいたしておるわけであります。

○佐藤三吾君 私は、きのうきょう、地元の方にも参りましたので、一緒になって、衆議院議長、副議長、それから藤波自民党国対委員長、山口社会党国対委員長、それから定数協理長の渡部さん、衆議院の公選特の委員長である三原さん、全部当たつてきました。ところが、この人たちに当たつてみてびっくりしたのは、大分この問題の地域についてはほとんど知らない。ただ地図を見た、地図を見たから陸続きじゃないか——冗談じゃないと言つたんだ。これは、別府と挾間の間は確かにこれは山の峠ですよ。ここにおるのは猿とウサギしかおりませんよ。だから、ウサギ道か猿道はありますよ。こんなことが全然わかってない。ですから、交通ですね、交通網、それから地形、さらに歴史的な経緯、経済的な関係、行政、こういうものが総合的に判断された決定ではないことはほとんどの人が認めている、知らないと言つてから。

ただ、三原さんは比較的そこを詳しく知つておつたです。だから、私どもの言い分についてはよくわかる、確かにそのとおりだ、しかしこれはもう率直に言つて一存では決められぬ、こういうふうにならぬ逃げているんですね。まるで、徳川幕府が領民や領主の意向を無視して、いわゆる報復的に領地がえをするようなもので、民主主義も地方自治もへつたくれもあつたものじゃない。こんなことが、良識の府の議長調停としてあり得るか、私は言ひます。それをなぜそうさせたか。今、選挙部長のお話を聞きますと、資料を提供して、そして考え方も伝えて、こう言つておる。何の資料を提供したんですか。これはウサギ道だという、猿がおりますけれども人間はおられませんという事を言うたんだらうかどうか。こういう誤った判断をさせて、地方行政に責任を持つ省として、また公選法の担当省として、これは大臣、私はやっぱり責任は免れぬと思ひますよ。

幸い、きょう議長なりこれらの人に会いますと、まだそれをどうするか、議長裁定は地域変更という事であつて、中身をどうするかについてはまだ具体的に決めていないと、きょうの衆議院の公選特の理事会も十六日になって朝に看板を出すけれども、なお調整が残つておると。こういうことですから、少なくともこんな誤つた方向だけは立法院の良識にあるだけにさせやならぬと私は思ひます。それが自治大臣の責務じゃないですか、担当大臣としていかがですか。

○国務大臣(小沢一郎君) 先ほど申し上げましたように、また先生のお話にもありますように、これから議長見解に基づいて具体的な線引きの作業をするという聞いております。

私の見解は先ほど申し上げましたように、そのように考えておりますし、また、自治省といったしまして、自治大臣といたしまして、具体的な立法の作業の過程で私の発言する機会があれば同じように見解は申し上げるつもりでございしますし、また、これは個人的ないろいろなお話し合いの中で、話につきましても同じように私としては見解

を申し上げて、この問題についてはそのように対処してまいりたいとあります。

○佐藤三吾君 何かの人ならともかく、あなたは大臣になる前は事実上の議選委員長として六増六減をつくって、この定数の問題を手がけた人ですよ。そうして、今は担当大臣の自治大臣であり、こういう立場で、その議長の見解、議長の調停というものは権威があるべきだし、良識があるべきだし、それだけに今まさに誤った方向に、今言うようにほとんど知らないというのですから、現状を聞いてびっくりしたという状況なんですから、それにやっぱり手助けをするとか、今、選挙部長が言ったように、資料を提供するとか考え方を伝えるとかいうようなことではなくて、ここはきちんとしてもらわなきゃ困るという、その意見具申は私は当然やらなきゃいかぬと思うんです。

ここでひとり言をぶつておるだけじゃなく、各省に当たって誤った方向だけじゃなく、あなたが私は国務大臣として、あなたの議選委員長としてやってきた、定数問題を手がけた経緯からいってもぜひやってもらいたい。それをやらすして、私は言いましたけれども結果的にだめでした、と、こういう論理はまかり通らない。いかがですか。

○国務大臣(小沢一郎君) この席は国会の地方行政委員会という公の席でございまして、私も公の責任を持って発言をいたしておるつもりであります。したがって、今後、自治大臣としてもまた議選委員長として前官礼遇が許されるとすれば、その立場に立ちましても私自身の考え方、見解は明確に担当の皆様に申し上げるつもりであります。

ます。

○佐藤三吾君 もう一つつけ加えておきますが、もともとこの間違いの発想はどういう点かといいますと、今度ずっと回ってわかったことは、言うならば二区を何とか三名救済したい、そのために一区をどこか削り取らなければいかぬ。そういうときに大分郡の湯布院町が前から二区だったわけですから、ただ、湯平と合併したときに一区の方に編入された、こういう経緯があるものだから、したがって、湯布院がどうかということになったらしいんです。

ところが、あそここの選挙区四人おります。自民党二人、社会党と民社が一人ずつおります。その自民党の皆さんが裏から行ってびっくり返したわけなんです。こうなるとこれは政略ですよ。そういうのが、だんだん今度当たってみると真相のようですよ。そんな政略をやって、そして地域の行政を混乱に陥れて、そして地理的にも経済的にも道路網の面からいっても全然別のものをやる、こういうようなやり方を私は許すべきじゃないと思う。そしてまた、それは議長の権威にも、立法院の良識にも反する。こういう意味で、あなたが今言いましたきょう、あすです。もう二日間しかない。全力を挙げて良識を取り戻すように、立派な議長裁定になるようにぜひ努力してもらおう、よろしいですか。

○国務大臣(小沢一郎君) 各党の裏話でどういう形になったかは私は存じて……

○佐藤三吾君 裏話じゃない、今表を回っておるわけだ。

○国務大臣(小沢一郎君) 湯布院が挟間かということ、その点についてはわかりません。しかしながら、挟間にしる湯布院にいたしましたも、自治省の立場としては先ほど申し上げましたように、一町村だけを取り出すということは現行公選法上の原則からは好ましくないという考え方でございします。

ただ、そういう意味において、私も担当の皆さんについては私どもの真意が理解して

いたできるようにお話をいたしたいと思ひます。

○佐藤三吾君 まだ二分三十秒ほど残っています。大臣の熱意と決意ときょうあすの行動を期待して、私はこれでやめます。

○委員長(増岡康治君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(増岡康治君) 御異議ないと認めます。

○委員長(増岡康治君) 委員の異動について御報告をいたします。

福田宏一君及び古賀雷四郎君が委員を辞任され、その補欠として曾根田郁夫君及び松岡満寿男君が選任されました。

○委員長(増岡康治君) これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○志吉裕君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、反対の討論を行います。

日本国憲法がかつての明治憲法と大きく異なるのは、「戦争の放棄」と「地方自治」の章が設けられたこととあります。辻清明氏はその著書の中で、憲法は第九十二条以下の四カ条の規定を新設することによって、地方自治の原理を保障するだけでなく、逆に地方自治が憲法の原理を保障する関係にあることを身をもって証明した。言うならば、地方自治の原理は、憲法規範としての地位を持つに至ったと云ってよいとまで評価していることは御案内のとおりであり、私は、平和主義と民主主義の基盤こそ地方自治であると考へております。そして、この地方自治を具体的に担保するもの

こそ地方財政であり、その財政調整制度としての主たるものが地方交付税制度であります。交付税制度は、本来シャウプ勧告の趣旨にあるとおり、基準財政需要額、基準財政収入額という考え方を取り入れており、後者が前者に不足する額を完全に補てんするという考え方をとっており、地方財政平衡交付金制度から現行の交付税制度に移行してからもこの思想は厳然として生きており、地方財政計画も地方財政の財源不足額を把握するということにその意義があります。

しかるに、近年、とりわけ昭和五十年以降においては、巨額の財源不足が発生しながらも、交付税率の引き上げ等の適切な措置をとらず、交付税会計の借り入れや起債という財政調整機能を喪失させるがごとき手法がまかり通つてまいりました。そして、このような状態を脱却するため、我が党は交付税率の引き上げを主張したにもかかわらず、政府、自治省は、制度改正と強弁して昭和五十九年度に既往の借入金と地方で折半し、以後は借り入れは行わないとする交付税法の改正を行いました。

しかし、その後の実態はどうでしょうか。六十年間においては、五千八百億円、六十一年度においては一兆一千七百億円もの財政転嫁が国庫補助支出金のカットという形で行われております。しかも、その有力な根拠が、六十年間、六十一年度の地方財政が収支均衡するとされておることです。さまたまな事情を抱えた全国三千三百の自治体の収支見積もりが差し引きゼロになることが現実問題としてあり得るでしょうか。実態は、このような奇跡が二年も続いたのではなく、自治省が作為を加えて収支とんとの奇跡をつくり出したのであります。第二臨調や行革審のいう地方財政計画における歳出を国に準じて抑制する方向で行われた歳出削減の結果なのであります。地方財政計画は、政府による財源保障の目安ではなくして、歳出削減の目安となり、地財計画は地方ではなくして国の、分権ではなくして集権のための計画に変質、墮落したと言えましよう。そ

して、交付税は、単年度の措置を見ても全体像が全くわからないほどに複雑化しております。

高率補助負担金の一律引き下げによる自治体財政への転嫁は、一年限りの措置であつたはずであります。一律という手法に政策理念の入り込む余地はなく、かつ生活保護のように特定地域に影響が大きくあらわれるといった不公平があります。

一年限りという意味には、理不尽な自治体への負担転嫁を正すとともに、補助負担制度のあり方の見直しを含んでいたはずなのに、政府の検討はこの含意に全くこたえず、三年間という一律削減を継続して行つた道を聞いたばかりか、引きがけの駄賃のように、六十年度の倍額の負担転嫁を行うとは何ごとでありますか。しかも、行革審は、厚顔無恥にもさらなる補助率の見直しを初め、留保財源率の引き下げすら検討しております。

さらに、六十年度においては地方財政は収支均衡といわれたが、結果は国税、地方税の落ち込みにより歳入に欠損が生じ、後年度精算と地方債の発行ということで欠損分がさらに地方の借金として残りました。六十年度も収支均衡としていますが、円高や政府のデフレ放逐予算によって経済成長率は二%にもいかないのではとも予測されております。地方財政は、四面楚歌の状況となり、憲法に定められた理念はまさに風化されていると言えましよう。

加えて、地方自治法改正においては、国の代執行権を強め、国による自治体の管理、監督を強化しようとする職務執行命令訴訟制度の大改悪、行政サービスの切り下げを一方的に求める地方行革大綱の押しつけ、町村の合併の強要等、政府は地方自治の本旨にのっとり、その発展を図るところか、地方自治を敵視するかのどくの姿勢をとっております。

日本社会党は、かかる姿勢に基づく地方交付税法改正に対して、真っ向から反対いたします。我が党は、地方自治の理念にのっとり、自立と連帯を保障し得る地方財政の確立を要求し、あくまでその実現を追求することを表明し、反対討論を終

わります。

○吉川芳男 私は、自由民主党・自由国民会議を代表して、地方交付税法等の一部を改正する法律案に賛成の意を表するものであります。

本法律案は、昭和六十一年度分の地方交付税の総額について、国のたばこ消費税の税率の引き上げに伴う増収の相当額を加算すること、各自治体の地方財政運営が円滑に実施できるよう基準財政需要額の算定方法を改正すること、あわせて新産業都市の建設、首都圏等の整備のための財政上の特別措置を延長すること等を主な内容とするものであります。

先般成立した昭和六十一年度の国の予算は、今日の厳しい財政状況に対処し、経費の節減、適正化を図る一方、国民生活の安定向上と内需の振興に必要な施策などを織り込み、また、歳入面では地方財政対策に必要な財源の確保を図りました。政府原案は、我が党が要請した国の予算と密接な関連を有し、また、その前提となっている地方財政政策の一環をなすものであることは申し上げるまでもありません。

経済の構造的変革の時期を迎え、現在各地方団体においては、自主的、計画的なまちづくりに取り組み、円高不況対策などを含め地域社会の振興のため全力を尽くしております。したがって、新しい財政需要は増大しておりますが、反面、公債費は累増し、また、交付税特別会計の借入金なども巨額に達しております。将来にわたり地方財政の展望は容易ならざるものがありまして、一部にある地方財政余剰論など全く容認できないところでありまして、しかしながら、翻って国の財政を見ますと、これまで地方にまさる極めて困難な事情にあることも否定できません。この際、主張すべきことは主張しながら、節度ある対応が必要となっております。

政府原案は、国、地方を覆う厳しい財政状況に配慮しながら、当面する課題に対処し、地方行政の円滑な実施を果たすため所要の措置を講じようとするもので、昭和六十一年度の措置としては妥

当なものと考えております。

政府においては、既に税制の抜本的改革を決定されておりますが、その検討に当たりましては、地方交付税制度の安定充実に真剣に取り組んでいただくことを要望し、賛成の討論を終わります。

○中野明君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行うものであります。

本法律案は、さきに審議した補助金等臨時特例法案と機を一にし、国庫補助負担率の削減を前提とした地方財政対策を裏づけるものであります。国庫補助負担率削減の問題点はこれまでも国会の論議を通じてしばしば主張してきたところでありますが、ここに重ねて明らかにし、本法律案に対する反対の理由をいたします。

第一は、六十一年度の地方財政対策が、昨年度に引き続き、国庫補助負担率を一方的に削減し、地方財政への負担転嫁を容認しているのではありません。昨年度の審議の際、財政当局はこうした措置が単年度限りであることを再三言明してきたのであります。その約束を放てきしたばかりか、地方に対する影響額が昨年度の五千八百億円の倍の一兆一千七百億円に相当する削減を押しつけたのであります。しかも、国庫補助負担率の削減措置は単年度から三年度間に延長されております。しかし、この三年度間は暫定措置と説明されておりますが、三年後に終了できるよう財政的準備をしていない形跡は見られず、むしろ、地方交付税率の引き下げや留保財源率の引き下げなど地方財政に対するしわ寄せを強めようとする意図が感じられるのであります。

第二は、この一年間、国庫補助負担率のあり方を検討するため関係閣僚会議の下に補助金問題検討会を設置いたしました。国庫補助負担率の削減は、その報告に沿って行われたのであります。しかし、同検討会の検討は、関係省庁の意見を代弁したにすぎず、主体的な検討をしたとは思えないのであります。当該事務事業に対する責任の所在

や財源配分のあり方など根本にわたった検討を怠り、国の財政の都合だけを優先した大蔵省の削減方針を予算編成の直前に追認しただけのものであります。

第三に、生活保護の負担率のあり方について同検討会は意見をまとめることができず、両論併記となりました。こうした場合、本来の十分の八の負担率に戻すべきでありましたが、理由のない十分の七を継続することとし、国の責任を果たそうとしておりません。

また、こうした負担率削減による影響に対しては財政上の補てん措置を万全にし、地域住民への支給基準等迷惑を及ぼさないとしてきたのであります。しかし現実には、この一年間の生活保護者数の減少となつてあらわれており、弱者に対するしわ寄せがなされざるを得なかったことを示しております。

第四に、経常経費系統の削減分を補てんするため、税調の論議を無視して突然たばこ消費税の税率を引き上げました。これもまた住民に対する負担転嫁であります。

また、残る削減部分についても、投資的経費の基準財政需要額を圧縮した分で補てんし、投資的経費に大量の地方債を充当する操作を行つておりますが、経常経費のために地方債を充当するといふ考え方は、赤字地方債の発行を禁じている地方財政法第五条の精神に反するものであります。

第五に、これまでの地方債残高が高まっているところに大量の地方債が発行されることになりまして、既に地方公共団体の公債費負担比率は上昇しており、五十九年度では、危険ラインとされる二〇%以上の団体が一千三十三団体に達していると伝えられるところであります。国庫補助負担率は少なくとも三年度間継続されることとなつておりますので、今後も地方債の増発が予想されるところであります。給与関係費の増高とあわせ、地方財政の硬直化が進むのではないかと心配されるのであります。

最後に、地方公共団体は現在地方行革に真剣に

取り組んでおります。しかし、地方の努力の成果がこうした国庫補助負担の地方転嫁に向けられることになったのは地方の意欲をそぐことになることも、また、地域住民の理解が得られないことは明らかであります。このことを警告して、反対の討論といたします。

○神谷信之助君 私は、日本共産党を代表して、政府提出の地方交付税法等の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

反対理由の第一は、引き続き臨調行革路線を基調とした六十一年度の地方財政対策により、地方財源不足が意図的に圧縮され、その結果、地方交付税の総額が抑制されていることとあります。

六十一年度の地方財政対策は、国庫補助負担金の一括削減の受け入れを前提とし、それがなければ地方財政の収支は均衡するとされました。

しかし、これは住民の行政需要とは関係なく、国の財政事情を優先して、国に準じて給与関係費や国庫補助事業など地方の行政需要を低く抑える一方、住民税減税の見送りや手数料、使用料の大幅引き上げなど、住民負担の増大により殊さら地方財源不足を圧縮したことによるものにはかなりません。そして、このようにしてつくられた収支均衡があたかも国と対比して地方財政に余裕があるかのように見られ、交付税総額の抑制、さらに昨年に引き続く国庫補助負担金一括カットの条件づくりとなっていることは重大な問題であります。

反対理由の第二は、国庫補助負担金の一括カットによる一兆千七百億円もの地方負担増の穴埋めを交付税の増額ではなくほとんど地方債の増発によって行い、結果として将来の交付税の先食いを行っていることとあります。

政府によるこのような石油ショック以来の借金押しつけの地財対策は年々交付税の真の姿をゆがめ、既に六十一年度の実質交付税率は、交付税特会借入金金利の天引き、これまでの財源対策債等の元利償還費の交付税算入、さらに今回の補助金カットによる臨時財政特例債、調整債の利子償還

の交付税算入を差し引くと、わずか二六・一％と

なっているものであります。さらに、数年後には交付税特会借入金の元金償還も始まり、将来の交付税の実質総額の確保にとって大きな障害となる結果となっており、交付税制度そのものが危機的状態に陥っていることを指摘せざるを得ません。

反対理由の第三は、このような地方への負担転嫁と借金押しつけ政策が、地方自治体の財政運営をますます困難にし、住民への犠牲を一層強めることとなるからであります。

六十一年度末の交付税特会借入金残高、地方債残高を合わせた地方の借金は五十八兆八千億に上り、公債負担比率二〇％以上の団体は千三十三団体、全体の三一・三％に上っています。このため財政硬直化の度合いを示す経常収支比率も年々悪化しています。

さらに、二年連続の補助金カットがこのような事態に拍車をかけ、六十一年度の地方自治体当初予算では、地方債の増発にとどまらず、財政調整基金等積立金の一斉取り崩し、使用料、手数料の大幅引き上げ、地方単独施策の切り捨て等の特徴が明白にあらわれているのであります。

反対理由の第四は、新産・工特財法は、その実績から見ても生活基盤より大企業産業基盤づくりが重点となっており、延長には反対であります。

以上が反対の理由であります。今日ほど地方自治を守り発展をさせるために地方の財源保障と拡充が求められているときではありません。国庫補助負担金の一括削減をやめ直ちにもとに戻すこと、国の機関委任事務の原則廃止など財源と事務権限の民主的再配分を行うこと、実質的な地方交付税率の引き下げ状態をもとに回復させるとともに、交付税率の引き上げなどにより必要な地方交付税総額を確保すること、大企業優遇税制など不公平税制を改革し、地方財源を拡充することが必要であり、これらの道こそ住民本位の地方自治発展につながるものであり、政府に速やかな実施を求めて、私の反対討論を終わります。

○井上計君 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、今回の法改正の中心が国の補助率カットに伴う地方財政対策に置かれているという点であります。

政府は、昨年度の高率補助金の原則一割カットに引き続き、今年度は補助率カットの対象を拡大し、期間も三年間の暫定措置として補助率のカットを強行いたしました。これは、国が本来一般会計で負担すべきものを地方財政の負担に転嫁するものであって、それは国の財政政策の失敗を地方財政に押し寄せるものであり、極めて遺憾であります。今回の法改正は、かかる国の補助率カットを前提として地方財政上の補てんを図る内容のものとなっているのであります。

第二は、地方交付税が国の財政政策の手段として利用される性格を強めつつあることとあります。言うまでもなく、地方交付税は地方団体固有の一般財源であり、それは地方自治体の自主的な施策に充てられるべきであります。国の補助金についても、地方に同化定着しているものを中心に整理縮小し、地方交付税などの地方一般財源に振りかえるべきであります。国の補助金カットの補てんとして地方交付税措置が講じられるということ、地方交付税の国庫補助金の傾向を強め、それだけ地方独自の施策の展開を狭めてしまうことになり得ます。

第三は、たばこ消費税の増税という形で国民にも負担を転嫁していることとあります。政府は、今回の補助率カットに対応し、国のたばこ消費税を増税し、その増収分一千二百億円を地方交付税に特例加算する措置を講じました。行財政改革の趣旨に沿った補助金の整理合理化を行わず、補助率カットという形で、負担を地方のみならず、国民にも転嫁することは言語道断であり、我々はこれを断じて認めるわけにはいかな

いのであります。

第四は、地方交付税特別会計の借入金の償還を六十六年以降に先送りしたままで、利子負担を毎年減額し続けなければならないということになっていることとあります。地方財政に仮にゆとりがあるとするなら、借入金の元本の償還を早め、地方財政の負担を少しでも軽減すべきであります。その他、補助率カットに伴う来年度以降の措置が不明瞭なことなど、今回の改正には多くの問題があります。

私は、政府に対し、今回の措置に対する強い反省を求めるとともに、地方財政健全化のための抜本的改革を行うことを求めて、討論を終わります。

○委員長(増岡康治君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(増岡康治君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。地方交付税法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(増岡康治君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、佐藤君から発言を求められておりますので、これを許します。佐藤君。

○佐藤三吾君 私は、ただいま可決されました法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合の各会派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

地方交付税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、左の事項について善処すべきである。

一、地方財政の自立化、健全化を図るため、税

制の抜本的見直しに当たっては、地方税源の強化、地方交付税対象税目の拡大等による地方交付税制度の安定充実に努めること。

二、国庫補助金等の整理合理化に当たっては、国の行政責任を明確にし、一般財源化の際には、地方税源の確保等による十分な財源措置を講ずるとともに超過負担についても引き続きその解消に努めること。

三、地方財政の厳しい現状にかんがみ、国の財政の都合のみによって、地方交付税率の引下げ、義務教育費国庫負担率の引下げ等、地方間の財源配分の基本に係る変更は行わないこと。

なお、地方公共団体に対する国庫補助負担金については、地方財政法の規定に基づき、予算科目上その区分の明確化に努めること。

四、国庫補助金等に係る特例措置は三年間の暫定措置であることにかんがみ、六十二年度以降も地方の行政改革運営に支障が生じないよう万全の措置を講ずるとともに、具体的措置内容予算編成時ごとに明示すること。

五、基準財政需要額については、公債費比率の上昇、一般行政費の増大等に適切に対処できるように、その算定の適正化を図り、特例措置に伴い発行する調整債の元利償還については、その発行の経緯にかんがみ、基準財政需要額に適切に算入すること。

六、共済年金の公的負担の繰り延べについては、返済計画を策定するとともに、速やかに返済すること。

七、退職者医療制度の加入者等の見込み違ひによる市町村国民健康保険事業会計の負担の増加額については、国の責任において補てんし、国保財政の確立を図ること。

八、消防職員の確保に努めるとともに、職員の勤務条件の改善、公務災害の防止、消防施設安全基準の適正化等消防職員の勤務環境の向上に特段の配慮を払うこと。

九、公営交通特に中小交通事業の交通環境の整

備を促進するとともに、地方公営企業と一般会計との負担区分の適正化等を推進し、その経営基盤の強化を図ること。

十、地方公共団体が実施する行政改革の推進に当たっては、その自主性を尊重するとともに、地方六団体の意見を尊重し、機関委任事務の廃止等地方の行政改革の障害となつてゐる事項の解消に努めること。

十一、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための財政上の特別措置その他地域開発のための各種対策措置については、その実効性を確保するため、公共事業の配分等について配慮すること。

右決議する。
以上であります。
何とぞ満場一致御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(増岡康治君) ただいま佐藤君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。
本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(増岡康治君) 多数と認めます。よつて、佐藤君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、小沢自治大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。小沢自治大臣。

○国務大臣(小沢一郎君) ただいま決議されました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重して善処してまいりたいと存じます。

○委員長(増岡康治君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと稱ふ者あり〕
○委員長(増岡康治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(増岡康治君) 次に、道路交通法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。小沢国家公安委員会委員長。

○国務大臣(小沢一郎君) ただいま議題となりました道路交通法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、最近における道路交通の実情にかんがみ、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路交通に起因する障害の防止に資するため、新たに時間制限駐車区間に関する制度を設けるほか、違法駐車車両に対する標章の取りつけ措置及び指定車両移動保管機関制度を導入し、駐車に関する規定を整備するとともに、道路使用適正化センターの指定に関する制度を新設し、あわせて、罰金の額及び反則金の限度額を引き上げ、並びに反則通告制度の適用範囲を拡大すること等をその内容としております。

以下、各項目ごとにその概要を説明いたします。

まず第一に、駐車に関する規定等の整備であります。

これは、最近の都市部における駐車問題の深刻化にかんがみ、時間制限駐車区間に係る制度を新設するとともに、駐車違反車両に適正に対処する措置を講じ、あわせて、駐車に関する相談、照会等に関する業務を有効に行おうとするものであります。

その一は、公安委員会は、時間を制限して駐車できる区間を指定して、従来のパーキングメーターのほか、パーキングチケット発給設備を設置、管理することができるとし、その区間において駐車する場合は車両にパーキングチケットを掲示しなければならないこととする等、その区間における駐車の方法等について定めるものであります。

その二は、違法駐車車両に対する措置として、現場に当該車両の運転者等がいなるときは、違法

駐車車両を移動させるべき旨及び移動した場合は警察官等または警察署長にその事実を申告すべき旨を記載した標章を車両に取りつけることができることとし、あわせて、これを破損し、汚損し、または取り除いてはならないこととするものであります。

その三は、違法駐車車両の移動保管を効果的にを行うため、警察署長の行うこれらの事務の全部または一部を指定法人に行わせることができることとするものであります。

その四は、駐車及び道路の使用等に関する相談、照会及び広報活動等の事業を行うものとして全国及び都道府県ごとに道路使用適正化センターを指定することとするものであります。

第二に、罰金の額及び反則金の限度額を、それぞれおおむね二倍に引き上げることとするものであります。

第三に、速度超過について反則行為とされる範囲を拡大する等、反則通告制度の適用範囲を一定の範囲で拡大しようとするものであります。

その他本法の改正に伴う所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律の施行日は、昭和六十二年四月一日としております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同を賜らんことをお願いいたします。

○委員長(増岡康治君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十八分散会

五月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願(第二二六八号)

一、車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願(第二二六九号)

一、重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願(第二二七〇号)

第二二六八号 昭和六十一年四月二十五日受理
車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願

請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ二四 柳沼和江

紹介議員 山東 昭子君

この請願の趣旨は、第一六七七号と同じである。

第二二六九号 昭和六十一年四月二十五日受理
車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願

請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ二四 柳沼和江

紹介議員 山東 昭子君

この請願の趣旨は、第一六七八号と同じである。

第二二七〇号 昭和六十一年四月二十五日受理
重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願

請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ二四 柳沼和江

紹介議員 山東 昭子君

この請願の趣旨は、第一六七九号と同じである。